

スポーツの権利・公共性と

新自由主義 || 個人的消費主義との対抗 (1)

——七〇年代のスポーツ動向と政策——

内海和雄

目次

はじめに

第一章 七〇年代のスポーツ要求と政策——福祉の向上——

一、七〇年代の政治経済的動向

1、政治的・思想的動向

2、経済的動向

二、関連省庁の体力づくり・余暇政策の確立

三、七二年保健体育審議会答申

1、審議過程

2、七二年答申の内容

3、七二年答申以降のスポーツ振興策

四、日本体育協会（日体協）

1、日体協の概要

2、日体協の財政

3、日体協の組織と事業

五、スポーツ運動——新日本体育連盟（新体連）の七〇年代——

1、新体連の発足

2、新体連の活動

3、組織方針の充実

六、「見るスポーツ」の発展と課題

七、スポーツ権論の台頭

1、スポーツ権論の推移

2、スポーツ権論の内容

八、七〇年代の概要（以上本号）

第二章 八〇年代のスポーツ動向と政策（以下次号）

第三章 九〇年代のスポーツ動向と政策

第四章 自治体のスポーツ政策

はじめに

一九七二年までの国を中心とするスポーツ政策分析は拙著『戦後スポーツ体制の確立』⁽¹⁾(一九九三年)で展開したように、一九六四年の東京オリンピックを経過する中で日本のスポーツ行政が確立され始め、そしてスポーツ運動も出揃い、七〇年代以降の「国民スポーツ」、「スポーツ・フォー・オール」政策を実現する基盤が形成された。それが「戦後スポーツ体制の確立」と銘々される所以である。

六〇年代の「高度経済成長」期の労働密度の高まりによるストレスの増大、公害、労働災害などの環境の悪化、それらから来る体力・健康問題への不安、そして一方でそれらを克服しながら人間関係の修復への期待、そうした総合的な要求を満たす文化として国民のスポーツ要求はますます高揚した。これは同様に生産形態の機械化、社会の省力化の進んだ欧米でも同様であり、各国政府は福祉国家政策の一環として国民のスポーツ要求に対応すべき施策を採用した。

日本では、七〇年代はそれまでの選手スポーツの時代から「国民スポーツ」「スポーツ・フォー・オール」「地域スポーツ」の時代へと突入した。これは日本のスポーツ史における転換点とも言える。その象徴的表現が一九七二年に保健体育審議会(文部大臣の諮問機関)が出した答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」である。スポーツ普及のための地域的施策を定め、国民、地域住民の日常的なスポーツ参加、これまでの「見るスポーツ」に加えて、「するスポーツ」の施策の重視を国家的にも重視し始めたものである。しかしこれは、単に文部省のみでやり得たことではなく、一九七三年の「福祉元年」を前後する各省庁の余暇(レジャー)政策の確立の一環であ

り、日本も福祉政策としてレジャー政策、スポーツ政策が必要になったことを意味する。これ以降の日本の余暇・スポーツ政策、行政は、世界的な動向とも並行しながら、かつ日本的な特殊性を持って進展した。

こうして七〇年代前半から中盤に掛けて教育・福祉としてのスポーツ、国民のスポーツを享受する権利⁽²⁾スポーツ権思想と運動が大きく進展したが、七〇年代後半、特に八〇年代以降は新自由主義下での福祉削減、市場化、個人責任主義による抑圧との対抗の歴史である。

これまでスポーツ政策研究はもっぱら文部省のスポーツ政策とそれとの関連での日本体育協会等の施策を中心として検討されてきたが、七三年以降はそれだけでは不十分である。経済企画庁では七二年に余暇開発室を設置し、余暇政策の基本戦略を構想した。また、通産省でも七二年に余暇開発産業室を設置し、余暇の総合的な研究機関として「(財)余暇開発センター」を設立して、今後重要性が増す余暇問題への体制を確立し始めた。建設省では都市公園の一環としてスポーツ施設を位置付け、また国民体育大会のスポーツ施設建設を推進してきた。自治省も地方自治体のスポーツ施設建設に伴う起債(借金)の体制を取り始めた。こうして、一九七三年辺りからスポーツを含むレジャー関連の統計資料は官民のいずれからも多数提起されるようになり、国民スポーツ像の把握の上では大いに貢献した。従って本稿もそれらの資料を多く駆使することになる。

さて、七〇年代以降二〇〇〇年辺りまでの日本のスポーツ全体をどう捉えるかは、それ自体大きな課題である。本稿では以下のような大まかな分類の下に、それぞれの特徴を把握し、位置づける。

六〇年代いっぱいまでのスポーツ論は主に「B」と「D」の民間企業による「見るスポーツ」、つまり多くはプロスポーツ観戦(直接或いはラジオ、そしてテレビ、そして新聞雑誌など)が一つの対象であった。「するスポーツ」としては「A」における国・自治体の保障の仕方、特にトップスポーツへの援助の在り方、そして学校教育でのスポ

	国・自治体	民間企業
するスポーツ	A 地域スポーツクラブ スポーツ施設 スポーツ教室、行事等 トップスポーツへの援助	B スポーツ施設 スポーツ教室、行事
見るスポーツ	C 公共サッカー場施設 ユニバーサル・アクセス	D イベント マスコミ

スポーツの在り方がその一つの対象であった。先述の拙著『戦後スポーツ体制の確立』も主にそれを対象としている。七〇年代初頭以降の状況はこの点で大きく変化した。つまり、国民の「するスポーツ」参加によって、国民スポーツ、「スポーツ・フォー・オール」の思想、つまり国民や地域住民の「スポーツをする権利」が生まれ、

国・自治体による権利保障が大きなテーマとなり、この分野ではそれまでのトップスポーツへの援助に加えて、いやむしろそれ代わって、スポーツの大衆化への援助問題が主要な課題となった。西欧の福祉国家はまさに、この点で典型を示した。しかし八〇年代以降の新自由主義によって、そしてバブル経済の高揚の中で、民営化の暴走は、「B」の部門を少しずつ肥大化させながら、「A」の領域で既存のスポーツの権利をも浸食しつつあるところに問題を拡大させている。

そして一方、「見るスポーツ」における重要さも増しており、質的な転換を来し、その範疇も今後「スポーツ権」として検討する必要がある。日本でも欧米でもこのスペクテータースポーツとその研究は「するスポーツ」分野に比較すると相対的には遅れているが、徐々に高まりつつある分野である。特にこの分野での国・自治体の責任は、近年の公共サッカー場建設問題や自治体のJリーグクラブへの補助が大きな問題を提起している。一般市民が使用できず、もっぱらプロのJリーグを使用者とする大型公共事業は、二〇〇二年のワールドカップ以降は毎年数億円の赤字を前提としているものであり、その意義が問われてしかるべきである。そして今欧米では大きな課題となりつつあるユニバーサル・アクセスは、大きなイベント等がま

すますベイ・テレビ化する中で、国民の見る権利、スポーツ文化の国民への最低限度の保障、スポーツ文化の公共性の保護として、最も基本的なスポーツ番組、例えばイギリスではウィンブルドンテニス大会、オリンピック大会、そしてヨーロッパの諸大会を平常の登録視聴料で見ることが保護している。これはスポーツ権におけるアクセス権としてその一環に包摂しながら今後スポーツ権自体の内容を豊富化する必要がある。

また、「メディア・スポーツ」化が強まる中で、テニスのタイプブレイク方式の導入、バレーボールのラリーポイント制、プロ野球の延長時間、インングスの規定、サッカーのVゴールやPKの採用などの競技内容の変更、あるいは競技日程、競技開始時間の設定等、主にテレビによる「スポーツ文化の改変」が一方的に進んでいる。そうではなく、「映像加工禁止権」や購入した映像に手を加えることなども含めて、批評能力を身に付けた「みる」側の意向を汲み取るためにも、スポーツ関係者・メディア・スポンサー・観戦・視聴者からなる「メディア・スポーツ検討委員会」のような機関も提唱されている。⁽¹⁾

さて、七〇年代後半からの新自由主義的政治・経済の導入はスポーツ政策、行政の領域においても個人主義化、個人の消費行動観、受益者負担主義による民営化、あるいは減量経営等々、行政責任の曖昧化等スポーツの権利・公共性の否定的な場面が随所に現れるようになった。しかし、現代生活の基本構造の変化、特に省力化と栄養過多、そしてストレスの強化、また現代生活の人間関係の阻害化等々のすべてがスポーツ文化を必須として求めている。従って、それに対応する事が行政上の大きな課題となっており、簡単には民営化、個人主義化ができないことを示している。本稿では七〇年代初頭以降の日本社会におけるスポーツの発展を描くが、その権利・公共性の保障とそれを阻害してきた、そして現在もその最大の障害である新自由主義による民営化、個人的消費主義化との対抗の関係が描かれる。そしてそれはより一般化すれば福祉主義と新自由主義との対立でもある。

「スポーツ・フォー・オール」「みんなのスポーツ」「国民スポーツ」の実現は場所とすれば学校、職場そして地域でのスポーツを意味し、階層的には主婦、高齢者、障害者等の社会的弱者をも当然含む。そして商業施設でのスポーツも含む。「スポーツの発展」という場合、トップレベルの高揚、国際競技会での優秀な成績を収めること、また、商業施設でのスポーツ消費の増大をも含むが、しかしその中軸は、地域スポーツあるいは社会体育として、スポーツクラブの自主性、自治性を保障した発展の度合いとして位置づけられなければ、問題の機軸を失うことになる。

しかしそれまでの「社会体育」は主に地域の比較的上層階級による地域体育協会の事業と同義的であったが、七二、三年辺りを境に、「スポーツ・フォー・オール」として大きく変化することになった。

(1) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年。

(2) これは七〇年代に法理論として深められた。本章でも概略は触れられるが、詳しくは内海和雄著『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年を参照。ここでは、国民の「スポーツの権利・公共性」として権利と公共性の表裏一体の關係として発展させられた。

(3) 朝日新聞、二〇〇〇年三月二十七日。

(4) 早川武彦「国際メディア戦略としてのスポーツビジネス…メディア・スポーツ」『研究年報一九九八——スポーツとグローバル化——』一橋大学スポーツ科学研究室、一九九八年八月一日、三三三頁。

第一章 七〇年代のスポーツ要求と政策——福祉の向上——

一九七一年四月、それまで冷戦状態にあった中国とアメリカはその国交回復の先鞭として、それぞれの卓球選手団の訪問を行うことを決定した。これは「ピンポン外交」として有名になったが、スポーツが平和への大きな手段となることを世界的に認識させた事件であった。

また、オリンピックの世界でも、メディア化、プロ化を反映し、オリンピックが事実上世界最高水準の競技会としての性格を維持するためにも、これまでのアマチュアリズムを維持することはもはやできず、四年のオリンピック憲章改訂ではアマチュアという用語が消えた。こうして、七〇年代はスポーツが激動する環境と共に大きく変化した一〇年でもあった。

国内では六四年の夏季東京オリンピックに続く七二年の冬季札幌オリンピックを開催して、日本は一応先進国としての自覚を有するようになった。スポーツはこうした国民意識をも規定する要素をいっそう持ち始めたのが七〇年代以降の特徴でもある。

一、七〇年代の政治経済的動向

1、政治的・思想的動向

国土総合開発を一層促進する「日本列島改造論」を引っさげ、資金ばらまきで登場した田中角栄内閣（七二年七月

七日)は、七四年一〇月にはその金権政治をマスコミに一斉に批判され、七六年冒頭のロッキード事件ではボーイング機買入れ汚職疑獄でその七月には田中自身が逮捕されるという、金権政治の局地を露呈した。

七二年五月一二日の沖繩の本土復帰は、本土の沖繩化といわれるように、沖繩の復帰を条件とする本土へのアメリカ軍基地の配備を目論み、日本の軍事大国化によるベトナム戦争(一九七五年四月三〇日集結)への前線基地となった。

六〇年代の「高度経済成長」により、公害、労働災害は深刻化し、それへの対抗として革新自治体が全国で誕生した。東京では六七年四月に美濃部革新知事が誕生し、七〇年代前半に向けてその数は増し、老人医療費の無料化や保育所の設置など、多くの福祉政策を推進した。そして七〇年代の遅くない時期に東京都知事を生んだ共闘方式により、社会党、共産党が中心となる「民主連合政府」構想も提唱された。

こうした動向に危機感を感じた保守派は、公選法の改正、小選挙区制の導入によって革新野党の議席削減を狙ったが世論の反撃に遭い、成功しなかった。

長沼ナイキ基地訴訟での自衛隊違憲判決(七三年九月七日)に対し、その後司法界へ圧力を掛け、「防衛二法」(七三年九月二三日)を成立させ、七八年段階になると栗栖統幕議長長の「有事の際、自衛隊は超法規的行動をとる」(七月一九日)との発言を受けて福田首相が防衛庁に有事立法と有事防衛研究の促進を指示した。(七月二七日)そして一月二七日には「日米防衛協力のための指針」が日米安保協議委員会決定された。

靖国神社法案をめぐるのは自民党が衆議院本会議で単独採決(七四年五月三〇日、参議院で廃案)し、改憲推進の「自主憲法制定国民会議」集会へ現職の稲葉法務大臣が出席(七五年五月三日)した。また福田首相が靖国神社に内閣総理大臣の肩書きで参拝・記帳(八月一五日)し、靖国神社も東条英機らA級戦犯一四人を合祀(一〇月一七日)

し、内藤文部大臣が日の丸・君が代・教育勅語を賛美（一二月七日）し、翌七九年には元号法が多く世論の反対を押し切って公布（六月一二日）された。こうして七〇年代後半の政治、思想の反動化は急速であった。

こうした中で、野党においても一定の右傾化が生じ、八〇年には社会党と公明党によるいわゆる社公合意がなされ、共産党除外の八〇年代に入ると同時に、革新連合が社会党の脱落で終了した。こうして、「暗黒の八〇年代」へと移行していった。

2、経済的動向

（1）全国総合開発計画

七〇年のドルショック、七三年以降のオイルショックは国内でのエネルギー危機の原因となり、庶民の日常生活用品の価格急騰をもたらした。企業や商店のトイレットペーパー隠しが各地で摘発された。その一方、七四年にはこれを物価上昇の「千載一遇のチャンス」と社内に檄を飛ばしたゼネラル石油も国会で追及された。

七〇年にドルショックが始まり、世界経済は低迷し始めていたが、日本の大企業は中小企業に下請けを切り捨て、勤労者の低賃金、勤労者管理という「企業社会」体制によって世界的競争力を高めて危機を乗り切り、これまでの商品輸出型経済のいっそうの強化を推進した。その一方で、内需拡大政策の一環として七三年以降は福祉が位置付けられ、自治体のスポーツ施設建設もそれ以前との比較において相対的には進展した。

地域では福祉・文化・教育・スポーツなどの社会的共同消費手段の建設を求める声が高まり、それは全国的に革新自治体を誕生させ、国政レベルでも「民主連合政府」が展望された。以上が中央政府をして福祉を俎上へさせた背景である。

こうして一九七三年は曲がりなりにも国政レベルで「福祉元年」と謳われた年である。ヨーロッパの福祉国家と比較して日本の福祉は大企業内の福利厚生を中心にせず進展してきていたが、国民一般の地域社会レベルでの福祉は貧弱であった。また、六〇年代の急速な都市化と公害などの環境問題が深刻化した。そうした中で、公害反対の住民運動は全国に広がり、七〇年代初頭の四大公害裁判の原告勝利への大きな基盤となった。七三年の大阪空港の夜九時以降の発着禁止を要求する裁判では、原告弁護士から住民の「環境権」が提起された。また強まる国家の教育統制に抗して戦われた「家永教科書裁判」では七〇年七月にいわゆる「杉本判决」(東京地裁)が出され、「国民の教育権」論が大きく前進した。こうして、七〇年代は六〇年代の矛盾を跳ね返す上で、多くの生活分野で「新しい人権」が自覚され、強調され始めた。

一九六〇年代の「高度経済成長」は戦後復興からの脱出を目指したものであり、六二年一〇月閣議決定された「全国総合開発計画」(一全総)による大規模な拠点開発方式による公共事業に支えられた。しかし、この段階で既に公共投資における生産基盤と生活基盤の割合は二…一となり、欧米のその二…一とは対照的な政策構造であった。⁽²⁾「国土総合開発法」(一九五〇年)にもとづく「新産業都市建設促進法」(六二年)、「工業整備特別地域整備促進法」(六四年)はその推進のために制定された。その結果は既に述べたように、大都市への人口の集中による都市問題、一方でこの過疎問題の激化と、公害、労働災害等の深刻さを増した。これらの高度成長の「ひずみ」を修正するという名目で、六九年五月の閣議決定による「新全国総合開発計画」(新全総ないし二全総)が八五年を目標年次として制定され、推進された。ここでは新幹線、高速道路の重視と大規模開発など大規模プロジェクト方式が採られ、高度成長のひずみの是正どころか、田中角栄首相の「日本列島改造論」に追い打ちを掛けられ、いっそうの過疎過密を進行させ、地価高騰を来した。(図表1-1-1参照)

図表 1-1-1 全国総合開発計画（一次から四次まで）のあらまし

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発計画 (二全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)
閣議決定	1962年10月	1969年5月	1977年11月	1987年6月
目標年次	1970年	1985年	1987年ごろ	2000年
背景	<ul style="list-style-type: none"> 戦後復興から高度経済成長へ 池田勇人首相の「所得倍增計画」 	<ul style="list-style-type: none"> 高度経済成長のひずみ（過密・過疎など） 田中角栄首相の「日本列島改造論」 	<ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー問題の深刻化 安定成長路線へ 大平正芳首相の「田園都市構想」 	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏への一極集中 中曽根康弘首相の「民活」と「都市再開発論」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域間格差の縮小のため工業の地方分散 	<ul style="list-style-type: none"> 過密・過疎の解消 人間と社会の調和 	<ul style="list-style-type: none"> 自然・生活・生産の調和 地方での人口定住 	<ul style="list-style-type: none"> 東京への一極集中の是正 多極分散型国土の形成
開発方式	<ul style="list-style-type: none"> 拠点開発方式 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模プロジェクト方式（新幹線・高速道路の重視と大規模開発） 	<ul style="list-style-type: none"> 定住圏構想（大都市への人口集中の抑制と地方の振興） 	<ul style="list-style-type: none"> 交流ネットワーク構想（交通・通信網の整備と全国一日交通圏構想）
おもな施策	<ul style="list-style-type: none"> 新産業都市建設促進法（1962年） 工業整備特別地域整備促進法（1964年） 	<ul style="list-style-type: none"> 苫小牧東部地区、むつ小川原地区などの大規模開発 国土軸の形成（太平洋ベルト地帯を北へ延長） 	<ul style="list-style-type: none"> モデル定住圏設定要綱 遷都問題の重要性を指摘 	<ul style="list-style-type: none"> リゾート法（1987年） 多極分散型国土形成促進法（1987年） 都市計画の規制緩和
計画の問題点	<ul style="list-style-type: none"> 大都市への人口の集中 	<ul style="list-style-type: none"> 地価高騰 過密過疎の激化 	<ul style="list-style-type: none"> 計画途中から都市への人口集中が再発 	<ul style="list-style-type: none"> バブル経済の引き金

出典：五十嵐敬善，小川明雄『公共事業をどうするか』岩波新書，1997年，P57.

(2) 『経済社会基本計画』——福祉元年——

「新経済社会発展計画」(七〇〇七五年)が一九七〇年五月に閣議決定されたが、その後の内外情勢は急激な転換を示し、単なる補正ではなく新しい計画の策定を要請した。これに依って作成されたのが『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』(経済企画庁編、一九七三年二月一三日閣議決定)である。七三〇七七年の五年間の指針である。国際経済動向の緊迫化とこれに伴う円切り上げ、公害や都市過密の深刻化等への対処策を示したものである。その副題にあるように、これまでの経済成長一辺倒の考え方でなく、「公害はなく、自然環境が豊かに保たれ、また教育や社会保障も充実し、国民の生活に安定とゆとりを約束するとともに、国際社会と協調しつつ長期的に発展を続ける経済社会は、活力ある経済活動と国民の努力によって初めて実現可能である。このような経済社会をわれわれは活力ある福祉社会と呼ぶ。」(一一〇一二頁)そのために「従来のようなGNP等の経済指標に加えて、国民福祉をより総合的に表現する指標(たとえば国民福祉指標「NNW (Net National Welfare)」など)について開発に努めることが必要である」(二七頁)と述べた。その目標達成のために、①豊かな環境の創造、②ゆとりのある安定した生活、③物価の安定、④国際協調の推進、⑤産業政策、科学技術政策、⑥財政金融政策の政策体系が立てられた。特に公害を克服しつつ、社会保障の充実を強調するが、基本は全国新幹交通通信ネットワークの整備、国土総合開発推進、土地政策、社会資本の充実等これまでの「土建的」開発がいっそう大規模化して提起された。

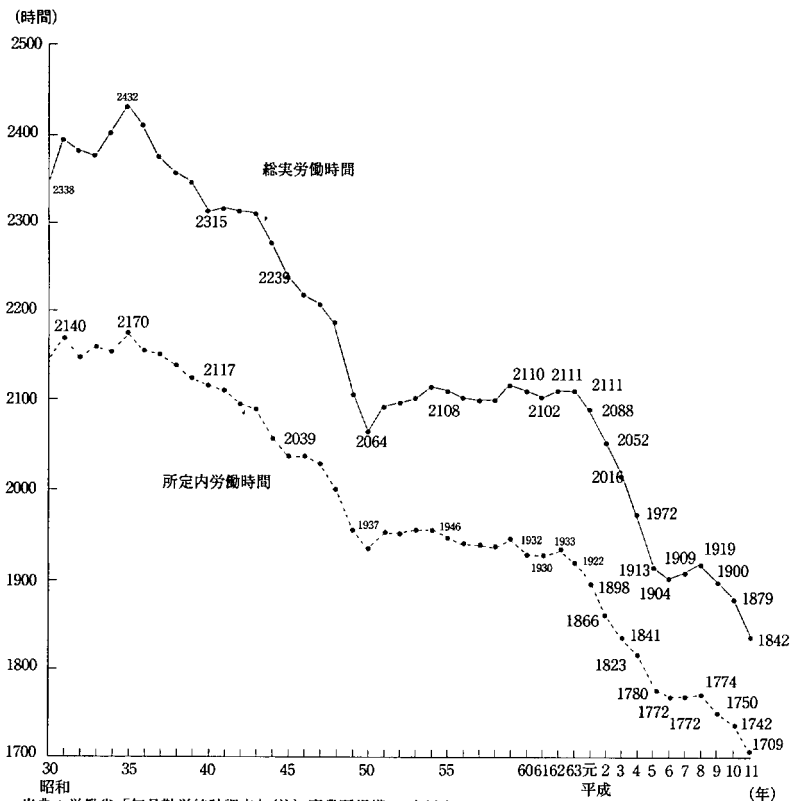
しかし、それと共に「福祉元年」の宣言書として社会保障、福祉領域が今まで以上に強調されたことも事実である。スポーツは②ゆとりのある安定した生活の「自由時間の充実」の中で「コミュニティ・スポーツの振興」として、「増大する余暇を楽しみながら、人間本来の活動力を取り戻すという意味で現代生活の不可欠の要素」(五九頁)とし

て位置付けられた。「コミュニティ・スポーツ」という新語を使用し、「国は一〇年程度の期間を目的とした施設整備の目標を設定し、地方公共団体は地域の実情に即して具体的な施設整備計画を策定し、整備事業の推進にあたる。施設の維持、管理、運営は、原則として地方公共団体があたる」(五九頁)として、公共の責任を強く自覚した。またコミュニティ・スポーツの振興にあたってはスポーツ指導、健康指導にあたる指導者の養成を強調し、国民各層のニーズに配慮するとともに国、地方公共団体を通じて総合的な余暇行政の確立をはかることを提起した。

『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』と並行して、経済審議会の中に「NNW開発委員会」が設けられ、七三年一月に「中間報告メモ」⁽³⁾が提起された。これは国民所得によって評価されないプラス及びマイナスの要素を加除することによって福祉国民所得または純国民福祉といふべき新しい福祉の指標を構成しようという試みである。(三頁)これは教育、保健医療、社会福祉、個人消費、社会資本、余暇時間などのプラス要素と同時に公害への対策や都市化に伴う損失などのマイナス要素を差し引いて算出するものである。これで一九六〇年度の指数を一〇〇とすると一九五五年は七六・八であったが、一九六五年は一四四・七、そして一九七〇年は二一八・九となっている。確かに六〇年から七〇年に掛けて例えば環境維持費のように約一〇倍、その経費には含みきれない環境汚染費が六・五倍と、極めて強い環境悪化のマイナス点を示しているが、一方で個人耐久消費財サービス一三・三倍以上、政府の社会資本サービスの四倍化などを含めてプラス面も大きく伸びたことを示した。そして余暇時間でいえば約二倍強である。(一四頁)このような新たな福祉指標によって今後の国民福祉を測定しようという動向も現れた。

さて、『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』では福祉の具体化としてコミュニティが強調された。「地方の時代」とも言われ、これを受けて各省庁でもそれぞれの「コミュニティ構想」を打ち出して、コミュニティスポーツの振興について関係省庁の共同プロジェクトが発足した。これと並行して作成されたのが保健体育審議

図表 1-1-2 年間総実労働時間の推移



出典：労働省「毎月勤労統計調査」(注)事業所規模30人以上
(余暇開発センター『レジャー白書』平成12年版、7頁)

会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」(一九七二年一月)である。

この時の日本の年間総実労働時間は図表1-1-2に見るように、一九六〇年代の「高度経済成長」を支えた長時間、劣悪な労働条件、「猛烈社員」、特に六〇(昭和三五)年は二四三二時間である。その後七〇年代に入り急速に減少し、七五年の二〇六四時間まで減少した。七〇年からは政府主導で週休二日制の導入があったからである。しかし、その内実は、七〇年には完全週休二日制は全企業の〇・四％(全労働者の四・五％)であ

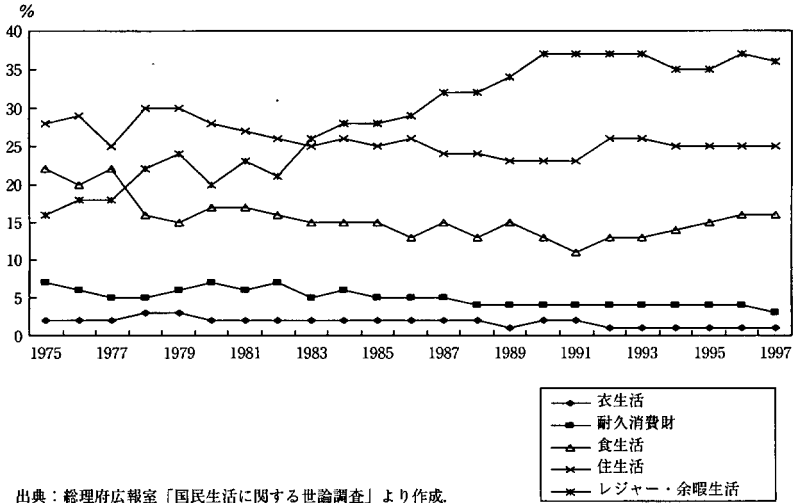
り、七八年にはそれぞれ五・六％（二四％）である。一方、不完全形態の週休二日制（月一―三回）は七〇年と七八年にはそれぞれ四・四％（一七・九％）から四四・七％（七二・三％）である。⁴⁾ここでの差は大きく事業規模間の格差であった。ともあれ、こうした労働時間短縮の背後には、六〇年代の長時間労働に対する諸外国からの批判への対応を迫られたこと、六〇年代の技術革新で労働密度が高まり、現実に週休二日を必要としていたことがある。だが、七三年、七四年の急激な減少は七三年秋のオイルショック以降の不況・低成長によるものである。だが、六〇年代、七〇年代においても、そしてその後も、この統計には示されない「サービス残業」がかなり行われていたことは多くの指摘するところである。労働時間統計から見れば遥かに少ない九〇年代に表面化した「過労死」は、その名称こそ無かったものの、既にこの七〇年代にも生じていたと考えられる。

ともあれ、六〇年代よりは減少した労働時間の活用、そして六〇年代以降の過剰生産体制による「高度経済成長」は国民の所得を高め、消費意欲を高めた。確かに労働時間は短縮されたが、生産現場における機械化、オフィスオートメーション（OA）化の中で労働密度は高まり、身体的レクリエーションの需要は高まった。これらは国民のスポーツ要求をいっそう高揚させた。

この中で、国民生活における価値観が、図表1-1-3のように、七〇年代は未だ「住生活」「食生活」が大きな位置を占めているが、七〇年代後半には「食生活」を抜き、「レジャー・余暇生活」が二位となり、八三年には「住生活」をも抜いて、その後は上昇の一途を辿っている。

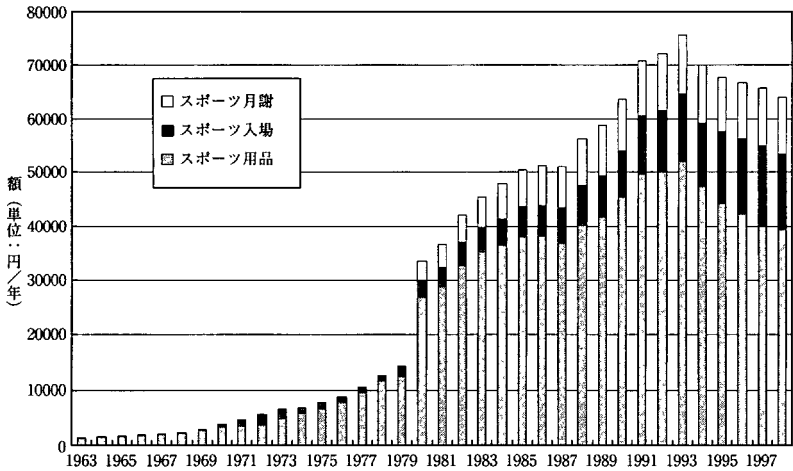
その一要素としてのスポーツへの世帯別消費は図表1-1-4のようである。六三年には一三七五円で、全消費支出の〇・二九％であるが、七〇年には年間三八〇二円であり、〇・四％へと比率は増大した。そして七〇年代は約三倍化と大きく進展した。その大半はスポーツ用具・用品類への消費であるが、七三年のオイルショックによる不況・低

図表 1-1-3 これからの生活の力点の推移



出典：総理府広報室「国民生活に関する世論調査」より作成。

図表 1-1-4 家計に占めるスポーツ支出



出典：総務庁統計局「家計調査年報」より作成。

* 「スポーツ用品」には1963～79年までは「スポーツ用品」「ボール」「野球用具」「他の運動用具」を含み、80年からは「ゴルフ用具」も含む。

* 「スポーツ入場」には79年までは「観戦料」と「ゲーム代」を含み、80年代からは「観戦料」と「スポーツ施設使用料」である。しかしそのうち、使用量が95%を占めている。

成長の時代、企業は賃金上昇をできるだけ抑制し、人員整理・雇用の手控え等による減量経営を徹底し、一方企業内でもいっそうの労働強化を推進した。この一環にQC運動やZD運動など、職場の「五人組制度」等の監視と創意を狙った労務管理によって、一方では労働者の企業意識の高まりを持ちながら、他方では仕事以外での息抜きを求め始めた。そこでの余暇関連消費は七四年以降は極めて切りつめられたが、スポーツ等の行動型、活動型の余暇活動は増えた。

- (1) これ以降の日本社会の分析と福祉国家については以下の文献を参照とした。
 - ・渡辺治『現代日本の帝国主義 形成と構造』大月書店、一九九六年、
 - ・二宮厚美編『国家改造と自治体リストラ』自治体研究社、一九九七年、
 - ・後藤道夫編『日常世界を支配するもの』大月書店、一九九五年、
 - ・クリストファー・ピアソン『曲がり角にきた福祉国家』未来社、一九九六年、
 - ・ポール・ワイルディング他『イデオロギーと社会福祉』けい草書房、一九八九年。
- (2) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、一九六七年。
- (3) 経済審議会NNW開発委員会編『新しい福祉指標 N N W』一九七三年四月五日。
- (4) 梶渦俊子「不況・低成長下で変貌する労働者の余暇」『国民生活研究』第二〇巻第二・三合併号、一九八〇年一〇月。

二、関連省庁の体力づくり・余暇政策の確立

一九六四年東京オリンピックの直後、その「敗北」の原因の一つに国民の体力不足が指摘された。この影響は六八

年改訂の学習指導要領における「体力」の強調、つまり行間体育の誕生、教育課程としての「クラブ活動」の誕生（その一方で「部活動」の位置づけの曖昧化⁽¹⁾）、教科体育での体力目標と指導の強化など、学校教育にも多大な影響を与えたが、時は日本の「高度経済成長」の真っ直中であり、「猛烈社員」像に典型化されるように、この面からも国民の体力強化は必至であった。⁽³⁾そのため、六四年一月には閣議決定「国民の健康・体力増強対策について」（六四年二月一日）を受けて翌六五年三月に当時の関連省庁一他、一六八の民間団体も加わって「体力づくり国民会議」が結成された。⁽⁴⁾

これと並行して、六四年一月十七日付で佐藤栄作内閣総理大臣より、国民生活審議会へ「経済発展に伴い確保されるべき望ましい生活内容およびそれを達成するための基本的政策いかん」を諮問した。その答申が一九六六年一月一日に『将来の国民生活像——二〇年後のビジョン——』⁽⁵⁾である。ここでは「過去の経済成長政策がわが国の経済を西欧先進諸国の水準に引き上げ、国民の所得水準を向上させたことについては十分にその意義を認めつつも、所得の増大が必ずしもそれに応じた国民の福祉の増大に深く結びつかなかった面もある」（二頁）、「今や合理的な国民の福祉の増大を目指すべき時にきているし、その力もできつつある」（四頁）として、生活の諸局面つまり「食生活と保健」「住宅と生活環境」「教育と分化」「余暇」についての充実を提起した。

同じ認識の下に、国民生活審議会はサービスにおける消費者保護の必要性を認識し、それを七一年秋から始めたが、その一環としてレジャーサービスも含め、七二年一月二十五日に『レジャーへの提言——消費者保護の立場から』⁽⁶⁾を発刊した。その背後には、「レジャー施設の供給不足という背景のもとでは、レジャーサービスを企業主導型にさせ」ており、「公共部門を中心とする社会資本の供給が著しくおくれ」（二頁）おり、この結果、「レジャー産業におけるサービスの低下、すなわち安全性の欠如、契約の片務性、局部的閉鎖性等をもたらす」（六頁）とした。

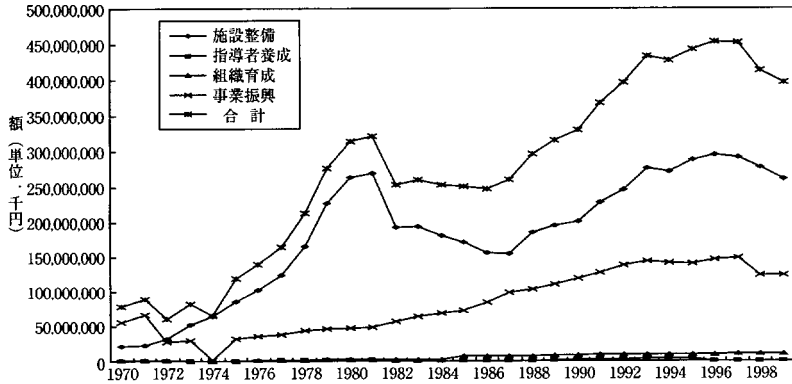
そして業種別具体的問題点と対策におけるスポーツ領域では、スキー場やスケート場の安全管理対策の不備が指摘され、「一億総スポーツマンの実現」(一一頁)のために公共スポーツ施設の建設促進はもちろんのこと学校体育施設および事業所施設の開放の促進とスポーツ指導体制の整備を指摘した。

これらの全省庁に跨る指摘の出されると並行して、監督官庁としての総務庁では関連省庁の「体力づくり関連予算」を集約しているが、それは図表1-2-1である。これで見ると、七〇年代当初は総額七〇〇億円程度であったが、七五年より一二〇〇億円に上昇し、それ以降八一年の三二二〇億円まで急激な上昇を続けた。この予算の内実は、七〇年代当初は「事業振興費」が主であったが、その後減少し、七二年からは「施設整備費」が急速な上昇を示した。先の総額の上昇はこの「施設整備費」の上昇に比例している。この上昇が、地域のスポーツ施設の上昇を支えた。一方、「指導者育成費」と「組織育成費」は遥かに少額である。ともあれ、ここに「福祉向上」と内需拡大策が一致してスポーツを含む「体力づくり関連予算」は大きく上昇した。

従来の余暇研究は風俗としての余暇あるいは余暇活動の現象面について、余暇の領域内だけで問題にされることが多かったが、「高度経済成長」を経て、「労働者の余暇生活を労働過程も含む全体の生活過程のなかで相対的に把握することが重要」⁽⁷⁾になった。これは先述のように、労働生産性の上昇による労働時間の減少、所得水準の上昇、外国からの批判をかわすため、そして公害や労働災害等の矛盾を覆い隠す「吸収装置」⁽⁸⁾として余暇が位置付けられたために、行政としても余暇政策を持つ必要性が出てきたためである。

従って、これ以降の余暇政策は、経済成長の一側面として、労働者管理政策として、健康維持政策として、そして教育・イデオロギー政策として、ますます大きな比重を持って行くことになった。しかし、七〇年代の余暇意識は七二年と七九年との比較でいえば、企業の合理化の中で、仕事への傾斜をよりいっそう強めていく限られた一部管理的

図表 1-2-1 全省庁の体力づくり予算の推移(自治省分地方債を除く)



出典：総務庁「体力づくり関係予算調」各年度より作成。

職種に従事する労働者と、仕事は「人並み」にして相対的に余暇への傾斜を強める大量の労働者へとの「二極分化」⁽⁹⁾傾向があった。

さて、「吸収装置」としての職場スポーツは、大企業の福利厚生として、労働者管理、対労働組合対策という視点からも労務管理とも絡みながら、その施設の伸びからも分かるように、七〇年代には大きく進展した。

また、同様な背景のもとに、各省庁では余暇行政部門の整備を設け、本格的な余暇政策を進展した。そして七二年を境に「総合行政として余暇行政が始まったといえる」⁽¹⁰⁾。

次いで、いくつかの主要な省庁の個別な対応を見ておこう。

① 経済企画庁

経済企画庁では『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために』を作成する過程で、七二年に長官官房に余暇開発室を設置した。

そして七四年四月には組織令を改正し「余暇における生活の充実」を加え、余暇行政の総合調整を行うことになった。こうして、日本の余暇行政全体の情報センター、コントロールタワーが発足した。余暇開発室では今後の施策の手始めとして「余暇問題基本研究会」を発足させ、七三年八月に基本的な政策文書『余暇社会への構図——余暇政策の今後のあ

り方⁽¹⁾』を発表し、その後の余暇政策の基本的な考え方を示した。余暇が拡大する原因として次の四点が指摘されている。「所得の上昇」「労働時間の短縮」「国際経済環境の変化と産業構造の転換」「都市化の進行と労働における疎外の深化」である。しかし「生産第一主義」「勤労第一主義」によって余暇問題を低く見る雰囲気未だに強い中で、今後の余暇政策の方向として、

- 商業レジャーの拡大に対する適切な誘導と調整
- 国民のレジャー意識の啓発、レジャー態度の転換
- コミュニティ・レジャーの推進、余暇を通じてのコミュニティの再生を基本とした。

余暇には「休養的な余暇」「娯楽的な余暇」「創造的あるいは自己実現的な余暇」があり、前二者は労働疲労の回復用のものであり、先の生産第一主義者たちの余暇観である。それに対し、今後重要なのが後者であり、コミュニティスポーツなどもそこに含まれる、として今後の余暇行政の課題として次の九点を示した。

- 余暇行政機構の整備
- 統計・資料の整備と余暇環境資源評価システムの確立
- 週休二日制等労働時間短縮の促進
- 余暇意識の啓発と余暇生活能力形成のための条件整備
- 余暇環境の整備
- 余暇情報の提供
- 老人・身体障害者の余暇の充実

● 余暇における消費者保護の推進と価格上昇への対策

● 余暇における格差の是正

これらの課題はその後の地方自治体の余暇、スポーツ政策にも共通して問われたことである。この時点では公共の責任、消費者保護、そして住民の格差是正等の視点がしっかりと組み込まれていた。七五年七月には経済企画庁での余暇関連各省庁連絡会議においてスポーツ施設づくりの一本化の長期計画推進への合意が為されている。

この文書を作成した経済企画庁の職員がもっと理論的、体系的にまとめたのが『現代の余暇』¹²⁾である。当時、未だに強かった余暇行政への主要な批判、つまり「余暇などは行政の関わるものではない、取るに足りないもの」や「余暇は人間の内面性に関わるものだから行政が余暇に関わるべきでない」という事に対して、余暇が単なる労働への補助でなく、現代生活の必須の課題となっており、しかも「余暇環境の整備は、本来のその性格上、共同消費的な側面が強く、いわゆる公共財的な性格を持ち、必ずしも営利企業の対象となりにくい面をもっています。この意味において、余暇環境は行政の果たすべき基本的な任務と考えられ」（一三五頁）¹³⁾と、当時の正当な認識を示した。また、「商業レジャーによる意識的な誘導によって、金銭多消費型レジャーを余儀なくさせられ、主体性のあるレジャー活動が阻害される」（二二八頁）ことにもなりかねず、「健全で安価なレジャー機会を提供するために、公的余暇環境施設の拡充を急ぐ」ことも提起している。こうした認識のもとに、今後の余暇行政の課題として次の七点を提起した。

● 労働時間の短縮

● 余暇環境の整備（大規模レクリエーション基地およびリゾートエリアの整備、コミュニティレジャー施設の整備）

- 指導者の育成
- 消費者保護の充実
- 余暇情報の提供と余暇意識の啓発
- 余暇における不平等の是正
- 余暇行政機構の整備

これらは、当然にして先の『余暇社会への構図——余暇政策の今後のあり方——』と重複する部分も多いが、余暇時代の到来や海外の余暇など、独自の展開も詳しく、当時の経済企画庁の余暇政策の基本資料の一つとして貴重である。

二年後、同じ経済企画庁では今後予想される「資源・環境の制約、経済の安定成長への移行などの経済的条件の変化」「高学歴化、高齢化、高密度化などの社会的条件の変化」「国民意識、価値観の変化などの経済社会環境の変化」に対応するために「総合社会政策基本問題研究会」を発足させ、七七年八月に『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理——』⁽¹³⁾を得た。ここでもこれまでの「経済の論理」優先から「社会の論理」優先への転換を強調し、人的資源（健康、労働、教育など）、物的資源（所得、消費、住宅、物的環境など）はもとより、文化的資源（余暇、文化、価値観など）、関係的資源（家族、コミュニティ、社会階層と社会移動など）を含むトータルな社会システムを対象とした「総合社会政策」が必要であるとした。しかしこの場合の総合化とは一元化、中央集権化、画一化を意味するものではない。また、市場メカニズムは累積的不平等を生むなどの欠陥を持っているから、自由と平等のバランスをいかに維持するかを課題とし、集団主義、平等、必要原則を尊重した「ソーシャル・ミニマム」を確立し、その基礎的部分の充足は政府公共部門の責任であるとする。そのことによってこそ、個人主義、自由、能力原則を最大限に生

かす。これらの具体化は、市場原理と議会制民主主義の機能を生かしつつ、行政の公開、地方分権、各種の参加をもつて行う。つまり労働組合のソーシャル・パートナーとしての責任と役割の自覚、労働者の経営参加など日本版コーポラティズムをもつて推進する。

おおよそ以上のような内容であり、福祉主義を一定程度に反映したコーポラティズムの路線であり、福祉のシビルミニマムを行政責任として自覚していた。

② 通産省

通産省でも七二年に余暇開発産業室を設置し、今後重要性が増す余暇問題への体制を確立し、その実働部隊として通産省、経済企画庁そして民間が共同で四月に「(財)余暇開発センター」を設立した。余暇開発センターは余暇問題に関する民間の総合的シンクタンクとして、

- 余暇開発に関する基礎的、総合的な調査研究

- 委託を受けて行う余暇ファシリティのプロジェクト立案または政府への提言

- 先行試行的な余暇ファシリティの設置運営

を機能とした。そしてその年から多くの調査・研究を行い、余暇に関する日本の代表的な機関として機能した。

さて、通産省余暇開発産業室では余暇開発センターの協力を得ながら、一九七三年三月一日には『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』^(註)を出して、通産省としての余暇政策を確立した。多数の省庁が多彩な余暇開発政策を展開することが期待される中で、通産省の役割として次の四つのカテゴリーを設定した。

- 余暇情報提供機能の確保

- 余暇関連機械・システムの開発と改善

● 余暇産業の適正な姿での振興と消費者保護

● 余暇問題をめぐる産業活動と社会との調和の確保、である。

欧米との余暇の比較をしながら、日本はどちらかといえば「休養型余暇（ラジオ、テレビ視聴時間、休養時間）」が多く、「活動型余暇（旅行、鑑賞、観劇、趣味、娯楽、交際、教養、読書などの時間）」が少ないが、スポーツなどの活動型余暇への要望は強い。けれども、施設などの条件不足がその阻害要因であると指摘した。

七四年八月には産業構造審議会余暇部会が今後の余暇行政のあり方として体育館、コート類などの施設の充実が必要であるとの答申「余暇総覧¹⁵⁾」を通産相に答申した。これは七三年一月より四小委員会二一分科会において二二〇名の委員を持って小委員会一四回、分科会一六〇回の会合を開き、「第一部 現代と余暇」「第二部 外国の余暇と余暇生活」「第三部 余暇関連産業の現状と将来」「第四部 余暇問題への公的対応」の全面展開を行ったものであり、通産省としても今後の産業構造の一環と強く位置付けたものである。欧米諸国の余暇に追い付くためにも、そして余暇がより豊かな人間生活の再構築の上からも必須であり、その機会はすべての人々に均等である必要があるとして、余暇行政の実行主体を地方公共団体として、国がこれらを誘導、援助する必要があるとした。

この時期を「総合行政としての余暇行政の始まり¹⁶⁾」と規定した。それ以降の余暇行政の時代区分は図表1-2-2のようである。

これに因れば、一九七二年までを前史とすれば、七二年から七三年を「始動期」としている。しかし七三年のオイルショックにより「余暇、観光という言葉の付いた予算はすべてカット」「余暇どころではない」という事態となった。しかし七〇年代後半から八〇年代前半にかけて国民の「レジャー・余暇生活」への関心も高まり、「再復興期」となった。（八〇年代後半の「リゾートブームと働き過ぎ批判対応の時期」、九〇年代の「不況対応自由時間活用期」

についてはそれぞれ八〇年代、九〇年代の展開の中で再度触れる。)。

③ 行政管理局

行政管理局では、余暇の重要性が増すに従って、公的余暇施設の整備、運営もいっそうその重要性を増すことから、公的余暇施設の管理運営の実情を把握し、今後の関連施策推進の基礎資料に資するために行政管理局では公的余暇施設の現状と問題点について調査を行った。⁽¹⁷⁾七七年当時、福岡県の市町村長が考える地域社会施設として、「体育レクリエーション施設」の必要性が他の公共施設を抑えてが第一位と二位を占めたことは、単に福岡県の特異性に限らず全国の自治体に一般性を持ったものと決定付けている。

④ 建設省

建設省では建設大臣の諮問機関である「都市計画中央審議会」が「都市における公園緑地等の計画的整備を推進するための方策について」(七二年四月) 答申し、それを基礎に「都市公園等整備緊急措置法」が六月に公布され、「第一次都市公園等整備五カ年計画」(同六月) が閣議決定された。(これは二〇〇〇年段階の第六次計画まで継続されている。) こうして、都市公園整備計画が主要な公共事業の一つとして位置づけられた。陸上競技場や野球場、球技場、プール、運動広場、ゲートボール場等の半数近くがこの都市公園建設事業として、建設省関係の補助金で建設されて行く。そのための体制が建設省においても確立したわけである。この計画の発足により、国庫補助対象事業の拡大や、整備水準の目標のアップ等々、法令化に伴う実質的な効果が発揮され始めた。⁽¹⁸⁾(建設省に関連する都市公園のスポーツ施設建設については、八〇年代以降に触れる。)

⑤ 自治省

自治省では、七三年度の国の予算及び財政投融资計画が策定されるにあたって、自治省の重点施策の一つとして、

図表 1-2-2 余暇施策の時代区分

1. 前史 (～1971年)	<p>(戦前)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 明治政府→旧慣の村の遊び日を減らし国民の一斉休日に代替 • 大正期、工場法 (1911, 1926) による労働時間短縮 • 戦時期、社会政策として余暇の最低ラインが論議 <p>(戦後)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別行政としての余暇行政の時代 (スポーツは文部省、観光は運輸省、基盤整備は建設省といった各省庁の対応) • 国民宿舎 (1956) 国民休暇村 (61) など公営レジャー施設整備の時代 • 1960年前後、労働時間短縮への転換とレジャー・ブーム • 総合行政としての余暇政策の検討 (68年国民生活審議会報告書など) • 海外での取り組みの刺激 (69年にGNP世界第2位となり海外を意欲) 米国: 1962 議会委員会の大統領への報告 Outdoor Recreation for America フランス: 1963 ラングドック・ルシオン計画 (75年最終目標) 国の第6次経済社会発展計画 (75年目標) で余暇政策明示 ドイツ: 1960 スポーツ施設建設計画 (オリンピック協会, 75年目標)
2. 始動期 (1972年～73年)	<ul style="list-style-type: none"> • 総合行政としての余暇行政のはじまり • 通産省、経企庁担当部局設置、余暇開発センター設立 • 産構審余暇部会答申 (「余暇総覧」) • 兵庫・埼玉県での担当部局設置 (県ごとに独自の検討の結果である。地域同士のヨコの連絡が取れてきたのは74年都道府県余暇行政担当者会議開始後) • この時期の成果…総合行政の開始 (国、自治体) →国民の意識改革 (レジャーは悪ではない*) *県に余暇関連部局が出来たとき、主なクレームは、税金を使って余暇を振興するとはもってのほかであるというものであった。(瀬沼氏談)
3. 沈滞期 (1973年オイルショック～)	<ul style="list-style-type: none"> • 「余暇どころでない」(政府高官発言) →余暇、観光という言葉のついた予算はすべてカット、自治体の余暇を冠した部局は生活文化課などへ名称変更、報告書等でも余暇を自由時間と言い換え • 数年続く
4. 再復興期 (1970年代後半～80年代前半)	<ul style="list-style-type: none"> • 国民の豊かさ向上→労働時間延長の一方で余暇志向高まる (総理府世論調査で今後の生活の重点として「レジャー・余暇生活」をあげるもの1976年16.0%から83年26.3%へ上昇し、「住生活」を上回って第1位へ。なお、これ以降90年の37.2%のピークに達した後、35%前後の横ばいへ)
5. リゾート・ブームと働きすぎ批判対応の時期 (80年代後半)	<ul style="list-style-type: none"> • 86～89各政党の余暇提言 (後にも先にもこの時期のみ) • 85G→87新前川レポート→88改正労働基準法 • 87リゾート法 (日常生活圏での余暇は充実してきたが非日常生活圏での余暇、すなわちリゾートの充実が課題視されるに至った) • この時期の成果…労働時間短縮の気運と制度、リゾート開発 (不動産投機という負の側面を伴いつつ)
6. 不況対応自由時間活用期 (90年代)	<ul style="list-style-type: none"> • 労働時間の短縮進む • 余暇活動は全体として低迷 • お金のかからないレジャー (安近短)、レジャーより個人の時間投資 • NPOへの期待の盛り上がり (95年阪神淡路大震災)

(財) 余暇開発センター編「時間とは 幸せとは——自由時間政策ビジョン——」通産調査会出版部、1999年11月、31頁。

「余暇利用施設の整備推進」が取り上げられ、七三年度地方債計画に「レクリエーション・スポーツ施設整備事業債」の項目が新設された。そのために地方公共団体における余暇利用施設の整備について(一九七三年五月)を発し、「見て楽しむスポーツ」から「参加して楽しむスポーツ」への移行に対応して住民の身近な場所に「コミュニティ・スポーツ施設」を整備する計画を提案し、そのための必須事項を研究しようと研究会を設け、七四年三月に『レクリエーション・スポーツ施設調査報告書』⁽¹⁹⁾を提起して、自治体の施策の促進と、施設建設に伴う地方債発行の基準を示した。ここでは文部省の保健体育審議会答申の「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」が参考にされた。

⑥ 労働省

労働省では、労働基準法研究会第二小委員会が、それまでの労働時間や休日・休暇に関する基本動向の調査検討をまとめて、七一年一二月に労働大臣へ報告書『日本の労働時間・休日・休暇の現状』⁽²⁰⁾を提出した。ここでの主要な論点は、労働時間問題を「国民の福祉の向上」「豊かな生活の実現」という観点から取り上げるべきである、労働時間問題は国際経済競争面での公正競争条件の重要な要素とみなされるべきである、そして産業構造の高度化・就業構造の近代化の推進及び国民経済全体の生産性向上を前提にすべきである、等である。当時、週休二日制は完全形態は少ないものの、諸形態総体では七〇年には企業の四・四％(労働者の一七・九％)が一九七五年には同じく四四・二％(七〇・九％)へと急速に増加していた。こうした中で、この報告書で労働時間問題が国の政策の中で、単に時間の長さの問題としてではなく、福祉をはじめその他広範な社会・経済全般に関わる質的な問題として取り上げられたことが大きな特徴であった。その後の労働省の余暇政策(労働者のスポーツも含む)への大きなターニングポイントになった。

⑦ 文部省

文部省もまた、スポーツ政策の総合的な推進部局として、七二年一二月に文部大臣の諮問機関である保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」を得て、主に地域スポーツ振興の「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」を設けた。この基準は翌年二月の『経済社会基本計画』にも「コミュニティスポーツの振興」として引き取られた。文部省は七四年に「コミュニティスポーツ施設整備計画」を策定し、スポーツの大衆的、高度的普及振興策をもって推進することになった。この点は後に詳述する。

こうして、一九七三年二月の『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために——』を軸に、それと前後して、福祉重視の雰囲気の中で、余暇、体力づくり、スポーツ関連の政策とその推進体制が国全体で整備されたのが、七〇年代初頭から中盤の基本的な特徴である。

- (1) 内海和雄『部活動改革——生徒主体への道——』不味堂出版、一九九八年。
- (2) 内海和雄『体育科の「新学力観」と評価』大修館書店、一九九六年。
- (3) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不味堂出版、一九九三年。
- (4) (財)健康・体力づくり事業財団『健康・体力づくり運動二五年のあゆみ』一九九一年三月。
- (5) 国民生活審議会編『将来の国民生活像——二〇年後のビジョン——』一九六六年一月一五日。
- (6) 国民生活審議会編『レジャーへの提言——消費者保護の立場から——』一九七二年二月二五日。
- (7) 榎潟俊子『労働者の余暇生活——労働過程との関係を中心に——』『国民生活研究』第一六卷第三号、一九七六年二月。
- (8) 榎潟俊子『閉塞する現代の労働と余暇』『国民生活研究』第二二卷第三号、一九八一年二月。
- (9) 同前、五六頁。

- (10) (財) 余暇開発センター編、通産省余暇開発室監修『時間とは 幸せとは——自由時間政策ビジョン——』通商産業調査会出版部、一九九九年一月、三二頁。
- (11) 経済企画庁余暇開発室編『余暇社会への構図——余暇政策の今後のあり方——』一九七三年八月。
- (12) 熨斗隆文『現代の余暇』日経文庫、一九七四年四月。
- (13) 経済企画庁国民生活政策課編『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理——』(総合社会政策基本問題研究会報告書、一九七七年八月)。
- (14) 通商産業省余暇開発産業室編『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』一九七三年三月一日。
- (15) 通産省産業審議会余暇部会『余暇総覧』通産省余暇産業開発室編、一九七四年一月。
- (16) (財) 余暇開発センター編、通産省余暇開発室監修『時間とは 幸せとは——自由時間政策ビジョン——』通商産業調査会出版部、一九九九年一月、三一頁。
- (17) 行政管理庁行政監察局『公的余暇施設の現状と問題点——余暇関連公的施設の整備等に関する調査結果報告書——』一九七七年二月。
- (18) 伊藤英昌『都市公園等整備長期計画の解雇と展望』『公園緑地』第五九卷第四号、一九九八年一〇月。
- (19) (財) 地方自治協会『レクリエーション・スポーツ施設研究調査報告書』一九七四年三月。
- (20) 労働基本法研究会第二小委員会『日本の労働時間・休日・休暇の現状』一九七二年二月。尚、この報告書の分析は野沢浩「低成長で後退する『余暇』——先進国なみに進まぬ日本の制度化——」『エコノミスト』一九七七年一月二十九日、参照。

三、七二年保健体育審議会答申

文部省はスポーツ政策と行政における中心的な部局であることから、ここではその施策をもう少し詳しく検討する。

1、審議過程

そもそもこの期の保健体育審議会はオリンピック敗北後の若年層からの選手養成策を意図して六七年七月八日に設けられた。だが、審議会では、その基礎としての国民一般のスポーツ要求の受け皿の不足、つまり指導者や施設不足も指摘され、そうした中で学校の対外競技基準の緩和は「花だけ咲いて実がならない」との指摘を受け、「あらためて体育・スポーツ振興の基本方針について諮問」された経過がある⁽¹⁾。国民のスポーツに関する資料の少なさから、六九年七月八月に掛けて文部省体育局始まって以来の大きかりな「社会体育実態調査」を行い、七〇年には学校教育・社会体育合同分科委員会小委員会（川本信正委員長）を設けて多数の会合を重ね、答申に漕ぎ着けた。

この調査によれば、わが国のスポーツ施設の総数は一四万八千強であり、その内学校施設は七二・五%の圧倒的多数を占め、公共施設は七%にしか過ぎなかった。そして民間施設（職場一六%、非営利一・七%、営利二・八%）は二〇・五%であった。このうち、学校施設を除く体育施設だけを見ると、公共施設はそのうちの二五%であるが、文部省としては将来五〇%ぐらいが妥当と考えた⁽²⁾。

2、七二年答申の内容

実はこの保健体育審議会と並行して文部大臣は社会教育審議会にも「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」を六八年七月一〇日に諮問した。そしてその答申は文部省体育局の「社会体育実態調査」の結果を踏まえて、社会教育推進の全般にわたり答申した⁽³⁾。（七一年四月三〇日）まさに、経済成長や技術革新の進展と、人口高齢化、都市への人口集中、核家族化、情報の激増と多様化、余暇時間の増加、そうした一方で個性喪失、人間疎

外、世代間の断絶、地域連帯意識の希薄化、交通災害、公害、自然破壊の進行など、多くの問題が噴出する中で、社会教育を広く捉えながら進めることを提案した。特に社会体育におけるスポーツ、レクリエーションは人間関係形成の重要な活動であることに着目し、そのための施設、教室、指導者の養成など、社会教育行政が積極的に指導性を発揮すること、特に第一次的には市町村、これを広域的には都道府県で対応し、国も財政援助ならびに地方交付税による財源確保を行う必要があることを強調した。もちろんこれらは公民館活動の高揚との関わりで提起された。

こうした社会教育の雰囲気の中で、保体審答申は先の調査による国民のスポーツ参加率、スポーツ施設の現状分析の上に作成された。職場スポーツの実態把握も着実に行われ、その上でそれへの期待も強くなされた。答申の中心はイギリスの「プランニング・フォー・スポーツ」計画、西ドイツ「ゴールデンプラン」、フランス「スポーツ協会体育施設五カ年計画」そして米国等の国際的な動向も反映して、人口比での地域必要施設設置基準を算出したことである。(図表1-3-1) それぞれの人口の約20%が週一回スポーツに参加することを前提、基礎数として計算された。

これはその後の国、地方自治体の施策の上で、大きな指針となった。例えば人口五万人の自治体の必要スポーツ施設数は、面積一〇、〇〇〇㎡(例えば一〇〇m四方)の運動広場が三カ所、面積二、二〇〇㎡(例えばテニスコート約四面)のコート六カ所、床面積七二〇㎡(例えば約二五×二九m)の体育館三カ所、床面積三〇〇㎡(例えば一七×一八m)の柔剣道場一カ所、そして水面積四〇〇㎡(例えば二〇×二〇m)プール三カ所が求められている。

また、この答申の特徴は資金の確保のしかたにもあった。

「施設の整備は、基本的には国、地方公共団体の行政課題として進められなければならない。

日常生活圏域における体育・スポーツ施設については、地域住民の福祉をいっそう増進するという見地から原則として市町村が主体となり、広域生活圏域における体育・スポーツ施設については、関係市町村の適正な分担また

図表 1-3-1 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準

施設		人口規模			
		1万人	3万人	5万人	10万人
屋外運動場	運動広場	面積10,000 m ² の 運動広場 1か所	面積10,000 m ² の 運動広場 2か所	面積10,000 m ² の 運動広場 3か所	面積10,000 m ² の 運動広場 6か所
	コート	面積1,560 m ² の コート 2か所	面積2,200 m ² の コート 4か所	面積2,200 m ² の コート 6か所	面積2,840 m ² の コート 10か所
屋内運動場	体育館	床面積720 m ² の 体育館 1か所	床面積720 m ² の 体育館 2か所	床面積720 m ² の 体育館 3か所	床面積720 m ² の 体育館 5か所
	柔剣道場	床面積200 m ² の 柔剣道場 1か所	床面積300 m ² の 柔剣道場 1か所	床面積300 m ² の 柔剣道場 1か所	床面積400 m ² の 柔剣道場 1か所
プール		水面積400 m ² の プール 1か所	水面積400 m ² の プール 2か所	水面積400 m ² の プール 3か所	水面積400 m ² の プール 6か所

は都道府県もしくは国の負担により、その整備を行うものとする。なお、地方公共団体の整備する体育施設に対しては国はスポーツ振興法の趣旨にのっとり、じゅうぶんな補助を行わなければならない。」

これは七〇年代初頭の国全体の福祉理念の高揚を反映して、国民スポーツ施策における国や地方自治体つまり公共機関の責務を強調した。こうして日本での「福祉元年」のスポーツ版がここに確立しようと言ったと言っても過言ではない。

さて、この答申の中でスポーツの高度化については各競技団体の個別な課題の域を出ず、未だ国家政策として十分な世論には至っておらず、殆ど触れられていなかったが、スポーツの大衆的普及を焦点として、その意義を十分に發揮した。

(1) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年、二二五頁。尚、この保健体育審議会の審議経過と答申内容の分析は、この本に依る。

(2) 石川智亮「わが国における体育・スポーツ施設の整備拡充——諸外国との比較において——」『文部時報』第一一三〇

号、一九七一年八月、三五頁。

(3) 社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について——答申——」一九七一年四月三〇日。

3、七二年答申以降のスポーツ振興策

スポーツ振興は「行政機構の整備」「施設の整備」「スポーツクラブ・団体の育成」「学校部活動の地域との連携」「スポーツ活動の推進」「スポーツ情報の提供」「スポーツ科学・医学の推進」等との関連で捉えられるべきであり、また自治体の施策などもそうした柱、領域で推進されている。以下ではそのうち、主に「行政機構の整備」「施設整備」「クラブ育成」「活動推進」に焦点化して検討する。

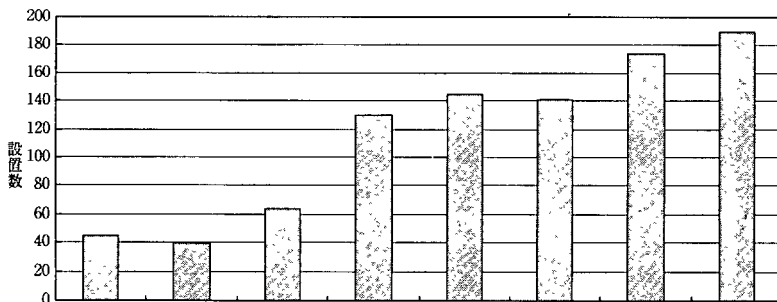
(1) 文部省のスポーツ振興策

① スポーツ行政機構の整備

文部省体育局におけるスポーツ所管部局の再編は東京オリンピック体制強化のために一九六二年にスポーツ課を廃止させた。これは自治体のスポーツ(社会体育)担当部局設置にも連動した。

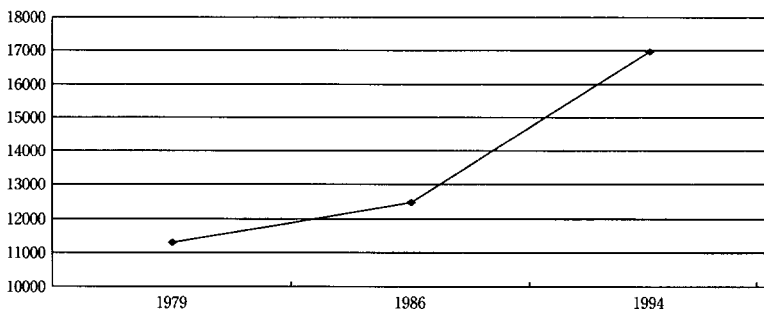
全国の自治体における「生涯スポーツ担当課の設置状況」は図表1-3-2のようである。全国三二五市区町村の内、「設置している」自治体は一九七〇年までに約一五〇であったが、一九七〇年代に二七五自治体が増えて、総計約四三〇自治体になった。これは地域住民のスポーツ要求の向上とそれに対する自治体の対応であるが、一九七〇年代の急増は保体審答申の影響と見て良い。名称は、「体育課」「社会体育課」「保健体育課」「スポーツ課」「生涯スポーツ課」「体育振興課」「スポーツ振興課」等多様である。

図表 1-3-2 スポーツ担当部局設置自治体数



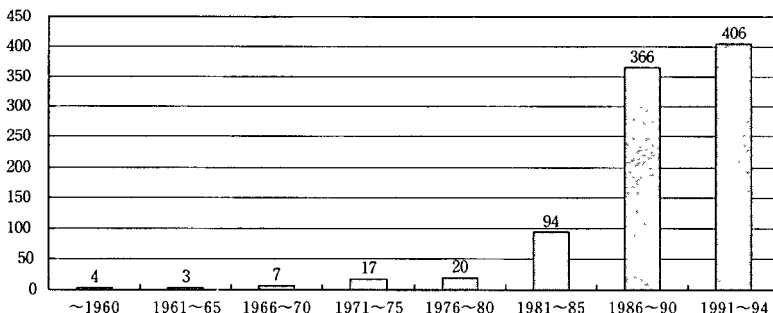
出典：「地方公共団体の生涯スポーツ振興体制に関する調査結果の概要（市区町村版）」1994年より作成。

図表 1-3-3 生涯スポーツ担当職員数



出典：「地方公共団体の生涯スポーツ振興体制に関する調査結果の概要（市町村版）」文部省，1994年より作成。

図表 1-3-4 スポーツ振興計画設置市区町村数



出典：「地方公共団体の生涯スポーツ振興体制に関する調査結果（市区町村版）」文部省，1994年より作成。

「生涯スポーツ担当職員数状況」は図表1-3-3のように、七九年段階では一、〇〇〇余人であり、その後の増加から見れば極めて低い水準であった。自治体の多くは社会教育主事、社会体育主事などの専門職を採用せず、数年でポストを移動させる人事政策を採るところが多く、専門性の水準があまり高まる条件には欠けていたとも言える。

「スポーツ振興計画の設置状況」は図表1-3-4に見るように、「ある」と応えたのは一九八〇年までは五一自治体であり、その後の伸展に比べれば少なかつた。部局の設置は行ったが、体系的な振興計画までは手が回らなかつたといえるだろう。

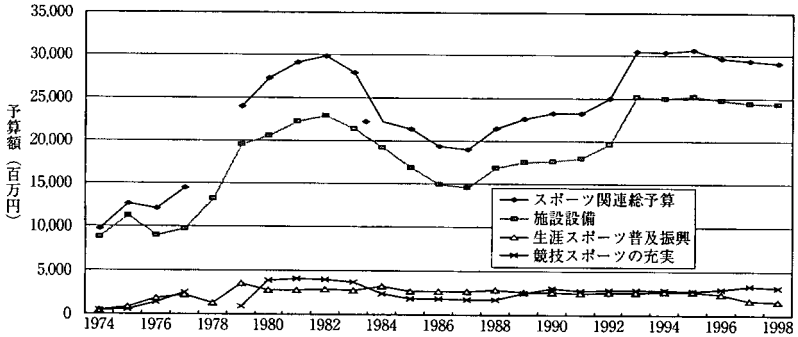
② スポーツ施設の整備

スポーツ施設整備はスポーツ権保障の中軸となるものである。それは以下に述べるスポーツクラブ数、住民のスポーツ参加が施設の数や規模で大きく決定される実態にあるからである。

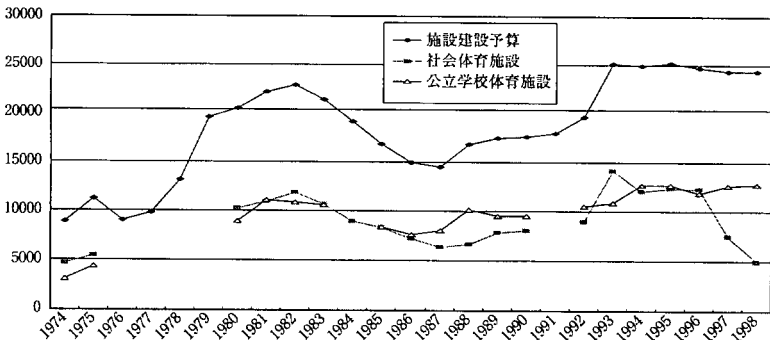
七〇年代の全省庁の「体力づくり関連予算」は図表1-2-1に示したとおりであるが、その内、七二年一二月の保体審査後の文部省体育局の予算は図表1-3-5のようである。(予算編成の項目は一九八八年の組織編成以降「施設建設整備」 「生涯スポーツ振興」 「競技スポーツ振興」の三本柱となっており、理解を容易にする上から、それ以前の予算もそれに倣って再編した。) これで見ると、たとえ七〇年代当初の予算が少なかつたとはいえ、七〇年代のスポーツ関連総予算は急上昇し、一九八二年には二九八億円で七四年の三倍であり、頂点となっている。(それ以降は中曾根「臨調行革」により削減されたが、それは八〇年代の分析で展開する。)

「スポーツ施設建設補助費」は同じく図表1-3-5の中に見られるが、体育局の予算の変動の大半はこの施設建設費の変動と並行している。八〇年代前半に大きく伸び、再び低下した。これは全省庁の「体力づくり関連予算」の推移と並行している。

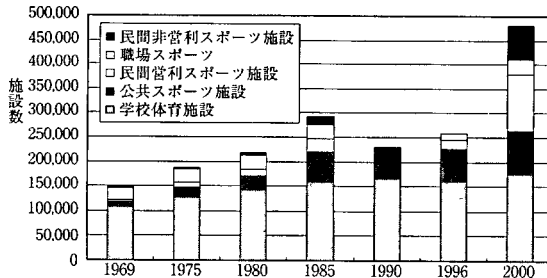
図表 1-3-5 文部省スポーツ関連予算



図表 1-3-6 文部省スポーツ施設建設予算



図表 1-3-7 体育・スポーツ施設設置数



出典：文部省「我が国の体育・スポーツ施設」1993、98年より作成。
 * 2000年は「スポーツビジョン21」通産省、1990年の予測値。
 * 1996年の「民間施設」は営利施設と非営利施設を含む。

図表 1-3-8 全国現有社会体育施設数と保体審答申整備数との比較不足施設数

	社会体育施設の種類	昭44年度文部省実態調査数	昭49年日体施設調査数	保体審答申施設整備基準数(昭47.12.20日発表)	差引不足数
1	運動広場	1,362	1,414	6,821	5,407
2	コート	1,240	3,900	12,457	8,557
3	体育館	985	995	6,343	5,348
4	柔剣道場	435	603	2,429	1,826
5	水泳プール	1,333	1,767	6,819	5,052
	合計	5,355	8,679	34,869	26,190

- (注) (1) 本表におけるコートとはテニス・コートおよびバレー・コートを含めた合計面数である。
 (2) 本表における柔剣道場とは柔道場、剣道場および柔剣道場を含めた合計数である。
 (3) 本表における水泳プールの中には温水プールを含めた数である。

施設建設補助費の内訳は「社会体育施設」「公立学校体育施設」「私立学校体育施設」への補助であるが、私立学校への補助は少額であり、前二者の実数は図表 1-3-6 のように、両者ほぼ同程度で日本のスポーツ施設の大半を支えている。

文部省では先の保健体育審議会答申の具体化として「日常生活圏域の公共社会体育・スポーツ施設整備新七か年計画」を作成して、その実施計画を作成した。しかし、七六、七年度には下降した。しかし七八年度から盛り返し、それ以降は八二年度の頂点に向けて上昇した。

文部省の施設建設への補助金は三分の一となっているが、基準単価が実態に合わないことから現実には一〇分の一くらいになっており、おまけに手続きが面倒で、それなら自治体の独自事業でということ、文部省の施設整備予算は使い残しが出たり、それとの関連で、一九七一年～七五年間の五年間で全国にできた九二三の体育館のうち、文部省予算に計上されたものは三三四で、残りの三分の二は単独事業となり、自治体は住民の要求に応えようとするが、それは自治体の借金を増加させながらである、というのが実態である。⁽¹⁾

「施設数」で見ると、図表 1-3-7 のようになる。先ず、七〇年

図表 1-3-9 西ドイツにおける体育館、水泳プールの現有数（含建設予定数）と日本の保体審整備基準による算出数との比較表

施設の種類の	西ドイツにおける現有施設数および1975年までの建設予定数			日本の保体審答申の整備基準により算出した	差引余剰数
	1961年から1967年までの7年間に建設した数	1968年から1975年までに建設する予定数	合計	西ドイツの必要施設数 (西ドイツの人口を6,180万人(1972年)として)	
A 体育館	7,127	5,373	12,500	3,090	9,410
B 水泳プール	1,723 (このうち屋内プール1,001)	2,402 (このうち屋内プール1,152)	4,125	3,708	417

(注) (1) 西独コーデンプランの数字は、昭和45年7月24日付日本スポーツ少年団本部発行の「西ドイツの体育・スポーツの現状」を参考とした。

(2) 西独人口は1972年6,180万人とし、保体審整備基準人口10万人の欄により算出した。

代には職場スポーツ施設の建設が相対的に上昇した。特に後者は大企業を中心とする企業内福利厚生の一環であると同時に、企業の新たな投資としてのスポーツ施設の確保である。公共スポーツ施設、学校スポーツ施設数も相対的には伸びた。そうした、公共スポーツ施設や学校などの公共施設の伸びも影響してか、「民間営利スポーツ施設」の伸びは殆ど無かった。全省庁の「体力づくり関連予算」における施設建設費とその一環でもある文部省スポーツ施設の推移を見たが、これまでに比べて予算の伸びは急速であり、これにより施設数は伸びた。公共投資と福祉重視の反映がここにある。

文部省の外郭団体である「(財)日本体育施設協会」は、七四年五月に都道府県体育施設協会の協力を得て、全国約三、三〇〇の市(区)町村を対象として公立社会体育施設約四〇種類の実態調査を行い、六九年の文部省「社会体育実態調査」や保健体育審議会答申の施設設置基準と照らし合わせて、日本の必須施設数と、その設置基準を基礎にして西ドイツのゴールデンプランの進行状況に適用した数とを試算した『公立社会体育施設基本調査書』⁽²⁾を作成した。その副題のごとく、まさに「これ

図表 1-3-10 公共スポーツ施設の設備状況 (1987年段階)

	㉑ 必要設置数 (カ所)	㉒ 現有施設数 (カ所)	㉓(=㉒/㉑) 充足率 (%)	㉔ 基準以上の 施設数	㉕(=㉔/㉑) 基準以上の 施設充足率
運動広場	9,007	12,712	141.1	5,666	62.9
陸上競技場		716		716	
野球・ソフトボール 球技場		4,777		2,430	
球技場		499		268	
運動広場		6,720		2,252	
体育館	8,321	5,589	67.2	3,349	40.2
プール	8,725	3,528	40.4	1,830	21.0
柔剣道場	3,540	1,932	54.6	1,263	35.7

(注) (1) ㉑の数値は、「整備基準からみた体育・スポーツ施設の現況」(文部省体育局「健康と体力」1981年8月号、第一法規出版)より

(2) ㉑と㉕の「基準」とは昭和47年保体審答申の「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準」(面積)をいう。

(3) 本表における「プール」は、屋内と屋外のを合計した数である。

(4) 本表における「柔剣道場」は、柔道場、剣道場、柔剣道場を合計した数である。

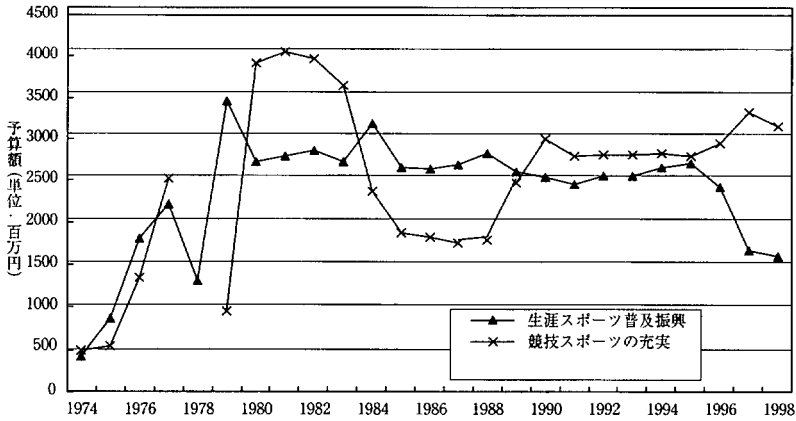
資料：文部省体育局「我が国の体育・スポーツ施設」(昭和62年1月)より作成。

だけ不足している」実態がくっきりと示されて、貴重な資料である。全国の現有施設と保体審答申整備基準数との比較からの不足数は図表1-3-8のようである。これで見れば、各種目施設の七四年段階の(現有施設数…不足数)は以下のようなになる。「運動広場(一、四一四…五、四〇七)」、「コート(三、九〇〇…八、五五七)」、「体育館(九九五…五、三四八)」、「柔剣道場(六〇三…一、八二六)」、「水泳プール(一、七六七…五、〇五二)」、「合計(八、六七九…二、二六、一九〇)」で、各種目とも圧倒的に不足していることが分かる。

ドイツとの比較が図表1-3-9である。七五年までの建設予定を現実化したと仮定すると、その差し引きは体育館で九、四一〇施設、水泳プールで四一七施設が余剰であるという結果が示されている。この背後には、ドイツが日本の場合と全く逆に生活基盤二…生産基盤一という財政投資で六〇年代の高度経済成長を達成したと無関係ではない。

さて、七二年保体審答申は、その目標年度である一九

図表 1-3-11 生涯スポーツ、競技スポーツへの補助（文部省）



八七年段階で「国民の二〇％が週一回程度スポーツする」ことを基準として想定したが、一九八八年段階の総理府調査「体力・スポーツに関する世論調査」では「週一回」以上は合計で二六・三％となり、前提値の二〇％を大きく超えている。また、七二年答申の設置基準に対するそれぞれの施設建設率は図表 1-3-10 に見るように、八七年段階で「運動広場」六二・九％、「体育館」四〇・二％、「プール」二一％、「柔剣道場」三五・七％であり、当初の計画からは遥かに及ばない達成率であるから、八〇年までの七〇年代の実質は推して知るべしである。

③ 生涯スポーツの振興

体育局の「生涯スポーツ振興」の予算は図表 1-3-11 に見ることができる。その内実は一九九八年度の体育局概算決定額からその具体的項目を見ると、「生涯スポーツ推進体制」「地域における生涯スポーツ活動の充実」「全国スポーツ・レクリエーション祭の開催」「スポーツ・健康推進地域モデル事業の推進」である。これは図表 1-3-5 の該当部分を拡大したものであり、施設建設費から比べると格段に低いが、七〇年代後半の上昇は急速であり、七四年段階の四億三千万円から八二年の二八億六六〇〇万円まで約七倍にもなっている。

七二年の保体審答申でも「スポーツクラブの育成」は国民のスポーツ普及の中軸と考えられたが、七五年度からそれを実現すべく「社会教育主事（スポーツ担当）給与費補助」制度が開始された。また地域の少年や成人のプレーヤーが一流選手に接することにより、スポーツへの参加を高めようという趣旨で「優秀競技選手巡回指導」も開始された。日体協でも「クラブ活動育成市町村指定事業」を開始した。

一九七六年には体育局から「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査研究のまとめ」が報告され、「スポーツクラブの活動は、地域スポーツ振興の中核となるものであるので、市町村を基盤として、スポーツクラブの育成や活動の促進等の施策を充実することが必要である」（傍点・内海）と位置付けた。文部省関連の文書で初めてクラブ育成について明確にコメントした。そして続く七七年には「地域スポーツクラブ育成指定市町村事業」が新規事業として興こされ、五〇〇市町村に対して三億七五〇〇万円が補助された。

これ自体は画期的なことであるが、これらの動きも「高まる住民のスポーツ要求にまともに応えられない今日の政府、自民党が住民のスポーツ要求を先どりし、国・県主導型のスポーツの組織化を意図している」と批判された。⁽³⁾

七〇年代の中盤は、オイルショックの一方で、生活の質の改善を求める国民意識の変化も大きく、スポーツの大衆化、余暇の普及においても大きく伸展した。たとえば、七五年には「日本歩け歩け協会」が第一回みんなで歩こう全国大会を開催し、七七年には第一回日本マスターズ陸上競技会が開催され、高齢者ゲートボールが大きく普及し、スポーツウェアのカジュアル化も進んだ。

クラブの活動場所の大半は公共施設であるが、公的社会体育施設が未だ不十分な段階で（その後も一貫して不十分であるが）、学校施設の持った意義は大きい。学校施設の開放は学校教育法（一九四七年）、社会教育法（一九四九年）、スポーツ振興法（一九六一年）において「学校教育に支障のない限り」で社会教育、社会体育への利用に供す

る事になっているが、この時点でその実施状況をいっそう推進するために、七六年六月二六日付けで都道府県に対して事務次官通達「学校体育施設開放事業の推進について」（文体体第一四六号）を出した。当時の学校開放率は「年一回以上」で見ると「屋外運動場」七三・七％、「体育館」五五・五％、「水泳プール」三一・一％であるが、「年一回以上」等というのではあまり意味を為さないと述べている。そして「定期的に開放」している割合はそれぞれに、一九・一％、一八・一％、三・五％である。最も多い公共施設としての学校がこの実態であるから、学校体育施設の開放が強く求められた。

この時期、行政の内側から社会体育活動を積極的に推進したのが東京都八王子市である。⁽⁴⁾一九六五年の「体力づくり国民会議」発足の八王子市での具体化である。一九六八年に教育委員会に体育課が設置され、その年「市民体力づくり運動の基本構想案」を発表した。その後七〇年代を中心に町会単位に自治体や町会費を財源に、モデル地区を作って「体力づくり協議会」を設置した。

これは一九七〇年に「体力づくり国民会議議長賞」を受賞し、保体審答申以降の地域活動の具体的イメージを形成したものととして、一九七三年には体力づくり優秀組織として「内閣総理大臣賞」を受賞した。こうして、未だ実践の乏しかった七〇年代の社会体育、体力づくりの地域での在り方を、行政主導で高めた実践報告である。

また、東京三鷹市の社会体育活動は、そのクラブ育成の典型例として注目され、一九七六年には朝日体育賞を受賞した。三鷹市においても全国一般と同様に、これまでの社会体育とはイコール地域体協の大会であり、六一年のスポーツ振興法の第一九条の規定で生まれた体育指導委員は体協幹部に指名され、行政と競技団体の橋渡し役に過ぎなかった。一九六六年に体育指導委員を任命し、東京教育大教授・竹之下休蔵氏や筑波大教授・桑野豊氏、そしてその後には文部省の「実験地域」的な位置づけの下に推進された三鷹市の実践とは以下のようなものである。三鷹市体育協会を

「チャンピオン・スポーツ」とすれば体育指導員協議会は「コミュニティ・スポーツ」であり、当時の社会体育Ⅱ体協事業という認識を根本的に変えた。つまり、自治体のスポーツ教室からクラブへの自立を指導し、そうして形成されたクラブの連合を目指した。そのクラブ連合と体協との関連は即イコールではない。

こうして「スポーツ教室からクラブ結成へ」という指導は「三鷹方式」として知られるようになり、七七年の文部省の「地域スポーツクラブ育成指定市町村事業」の基盤となり、全国のモデルケースとなった。これは地域住民のスポーツ要求に対応する地域での一つのあり方である。三鷹市においてスポーツ教室がきっかけとなって生まれたクラブは一〇年間で五九クラブ、その波及効果も含め、一四八クラブが増加した。ここでは住民と行政との関係のあり方も模索された。「三鷹コミュニティ・スポーツ哲学」は、

- 自分のために（自主性）
- みんなで力を合わせよう（主体性と役割分担）
- 自分たちの負担で（自前主義）

● 継続したスポーツ活動（スポーツの生活化）

を基盤としている。こうして、体育指導委員は地域のスポーツ振興審議会的役割（審議会がない場合）と体育・スポーツ振興事業の企画・立案を担当し、実技指導はスポーツ指導委員に委ねようと計画した。⁽⁵⁾

もちろん、その体育指導員運営協議会は、クラブの登録、活動場所の確保、公共スポーツ施設の整備への要請、クラブ指導者の研修、クラブ運営への指導・助言、安全や事故防止対策（スポーツ安全保険も含む）、小学校区のクラブ結成、「地域スポーツクラブ育成における市町村の役割」としてスポーツ教室などからのクラブ結成への積極的な援助等、地域スポーツクラブ育成の上で重要な視点を展開した。

と同時に、こうした地域スポーツクラブ育成には、当事者たちの多大な努力はもちろんであるが、その条件整備とともに、自治体の多くの支援があつて初めて可能であつたことも記されておくべきである。

④ 「競技スポーツの振興」

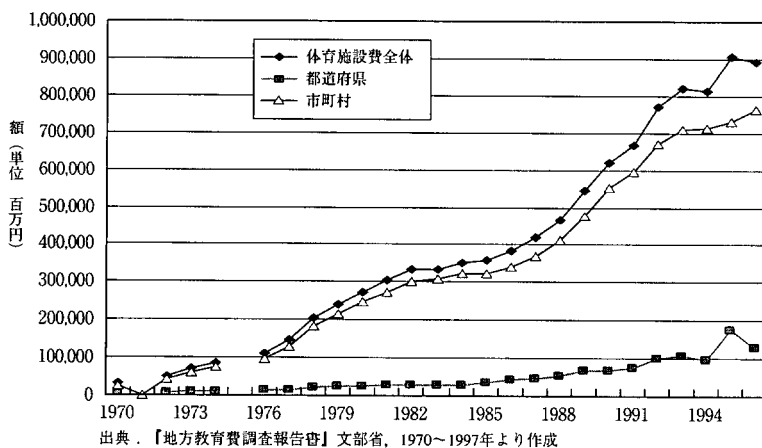
体育局の「競技スポーツの振興」予算は同じく図表1-3-11のようになっている。その内実は「体育関係団体の助成等」「地域における競技力向上体制の整備」「国際競技大会開催への支援」「体育・スポーツ功労者派遣指導等」である。八一年には四〇億円余となり七四年の八倍にも急上昇し、頂点となった。また、七〇年代後半の先の上昇は日本体育協会を中心とするスポーツ団体への補助金の上昇がその内実である。

(2) 全国自治体のスポーツ関連予算の執行状況

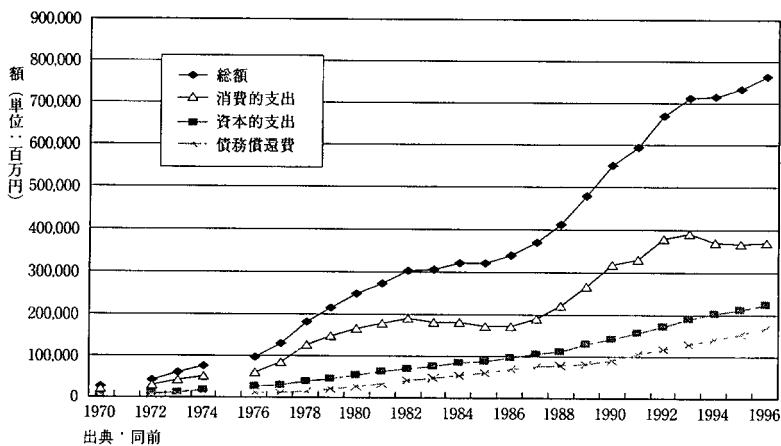
七〇年代における都道府県、市町村、そして両者を足した全国の自治体の体育予算は図表1-3-12である。図表から一目で理解できることは、文部省体育予算が八〇年代初頭から急下落するのと比べ、現在まで着実に上昇を続けていることである。額とすれば都道府県よりも市町村が圧倒的であり、両者の差は七〇年代以降年毎に拡大している。また、七〇年代における教育費総額における体育施設費（社会体育費）の占める割合は一九七〇年の二五・八%から八〇年の二八・六%と年々少しずつの上昇を示しており、社会体育の重要性を増してきた。

このうち、都道府県を除く市町村の社会体育予算の内訳が図表1-3-13である。総額で見ると、七二年の三〇八億円余が八〇年の一六七二億円、つまり五倍強もの上昇を見た。細目では「資本的支出」（土地や建物等）への支出が最も多い。これを先の図表1-2-1の全省庁の「体力づくり関連予算」の施設建設費と結合したものが七〇年代における日本全体でのスポーツ関連施設への公的支出総額である。市町村における施設（土地取得、施設建設費）関連支

図表 1-3-12 全国自治体の体育予算



図表 1-3-13 全国市町村体育予算



出であるこの「資本的支出」は、自治体として、自治省への借金つまり地方債の発行で資金調達していることも多く、それが図表中の「債務償還費」の上昇となって現れている。

ここに示される上昇傾向は、住民に密着する自治体におけるスポーツ行政を考える上で、そしてその理論上の公共性を考える上で極めて示唆に富む傾向である。特に八〇年代以降の行政改革における文部省の体育予算が減少する中で、地方自治体のスポーツ予算は右肩上がりに上昇し続けているからである。これによって、住民に密着する市町村においては、広義の福祉の一環でもあるスポーツ予算は簡単には削れず、また、一方で住民の要求は着実に高まっている事の反映でもあるからである。(尚、地域スポーツ政策の分析は第四章で詳しく行う。)

(1) 座談会「地域スポーツの発展方向をさぐる」『議会と自治体』日本共産党、一九七九年二月号、二五四号、七四頁における、川本信正発言と星野昌敬発言。

(2) 日本体育施設協会『公立社会体育施設基本調査書——わが国の公立社会体育施設はこれだけ不足している——』一九七四年二月。

(3) 大沢毅「スポーツ権と住民スポーツ」、(一)掲載。

(4) 齊藤源吾『コミュニティスポーツ——その企画と推進——』杏林書院、一九七九年。

(5) 沢登貞行・村上克己『コミュニティ・スポーツへの挑戦』不昧堂出版、一九八〇年。

四、日本体育協会（日体協）

1、日体協の概要⁽¹⁾

日体協自体は本来オリンピックやアジア大会等の選手養成の競技団体の集合体であったが、東京オリンピックを睨み、一九六〇年に都道府県体育協会（地方体協）が加入し、大きく二つの団体から構成されている。それぞれに地域自治体レベルで下部組織を構成し、地域レベルでも各競技団体とそれを総合する地域体協が存在する。特に、地域体協の場合、その財政の九割近くは自治体の補助で成立している。自治体スポーツ行政の手足として組織されているところが多い。（また、選手養成、地域スポーツ普及の点からスポーツ少年団活動を一九六二年より開始した。）

東京オリンピック以降、日体協はこれまでの選手養成に加えて、新たに地域スポーツ振興、国民スポーツ振興を掲げた。正確には掲げざるを得なかったというべきかもしれない。そのために、自治体での地域体協設立を目指した。これは自治体側から見れば、そろそろ活発化し始めた自治体のスポーツ施策の実施母体の必要性もあり、自治体の強い支持と援助を得てのものである。その結果、一九六六年現在で全自治体三四二の内、四二％の一四二に体協が設置されていたが、一九七〇年九月一五日段階では七九・二％にあたる二六二〇の自治体に増加した。七一年には一〇〇％設置を目指し、七二年三月には八七・三％、そして七五年には九七％となった。しかし、これは東京オリンピック以降は目標を失った日体協が資金集めのために唱え始めたもの⁽²⁾だともいわれている。しかし、これは地域スポーツの普及は時代の趨勢となり、日体協としてもはや無視することは出来なくなったことを意味する。

文部省では七二年の保健体育審議会答申へ向けて基礎調査として「社会体育実態調査」（七〇年三月公表）をこの分野では初めて行ったが、この中で地域体協は国民スポーツの普及の力とはなり得ていない事が示された⁽³⁾。

これまで体協に好意的だといわれてきた人々の中からも、「体協というものは、上から作られた団体……会員へのサービスをせずに、大会とか一日行事的な活動が体協のしごと」「社会体育を推進する母体になっていくかどうか……」「経済面で独立する基盤は全くない」「市民と結びつかない」等、厳しい指摘、厳しい批判の矢面にさらされて

いた。

そのため一九七二年三月二十九日には中央地方一体化の総力体制確立のために「国民体育振興全国会議」を開催し、今後、広報活動の活発化、加盟団体の事業への助成、スポーツ少年団の育成強化、指導者の充実、社会体育施設の整備拡充等の諸事業の推進を検討した。七二年から七三年は先述のように、政府の関連省庁での余暇行政の整備が大きく進み、各省が競ってスポーツ、レクリエーション施設を作り出していった。七二年一二月の保健体育審議会答申もその一環であったが、こうした中で、日体協は自らの役割を見いだせずに取り残されそうな危機感があつた³⁾。

しかし、高度化を追求してきた日体協が、こうして地域、国民スポーツの普及にも乗り出し、いわば二本柱を掲げ始めはしたが、その財政的基盤と組織基盤を持たず、七〇年代は新たな大きな矛盾を抱えることになった。

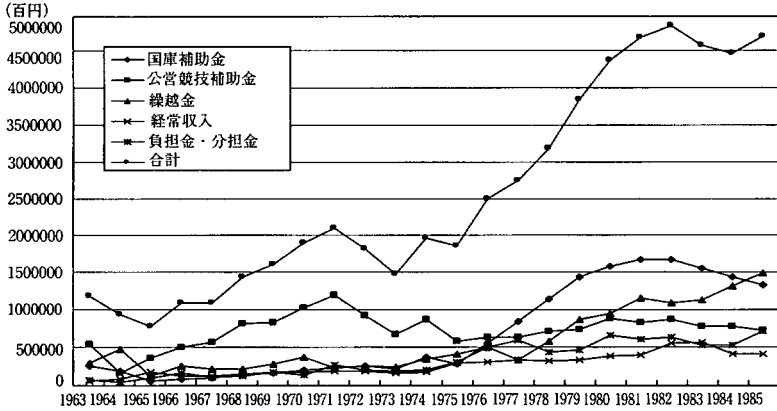
2、日体協の財政

(1) 収入の構造

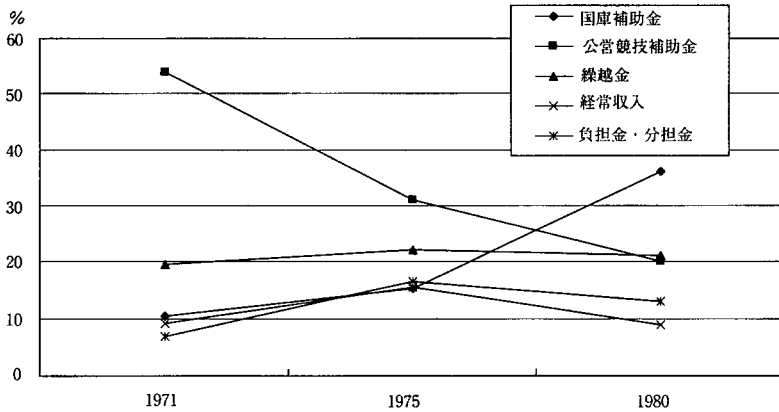
七〇年代の収入の全体的な特徴は、図表1-4-1のように七二年から七五年までは七一年の二億円を大きく割り、七五年には一五億円を下回った。これは公営競技からの補助金の減少を主とするものである。収入の項目別割合は図表1-4-2のように公営競技補助金は七一年には全収入の五三・九%を占めたが七五年に三一・一%、そして八〇年には二〇・二%と大きく低下した。

七七年度以降の上昇は国庫補助金の上昇によるものである。後述するようにこれは七六年のモントリオールオリンピックにおける西側諸国の敗北への対策として設けられた「競技力向上事業費」の増大によるものである。同じく表のように国庫補助金は一九七一年には一〇・四%、七五年には未だ一五・二%レベルであったが八〇年には三六・二

図表 1-4-1 日本体育協会の財政(収入)



図表 1-4-2 日本体育協会の項目別収入割合



%と収入の大半を占めるようになった。

いずれにせよ、この「国庫補助金」と「公営競技補助金」という補助金で、それぞれの時期の六四・三%、四六・三%、五六・四%と、収入の半分、ないしそれ以上を補助金に依存する体制は、独立したスポーツ政策の推進母体というよりも、実質的に政府(主に文部省)の意向のままの団体となった。

日本協自体は七一年の税制改正大綱の中で試験研究法人となり免税募金が可能となり、七二年からは相続

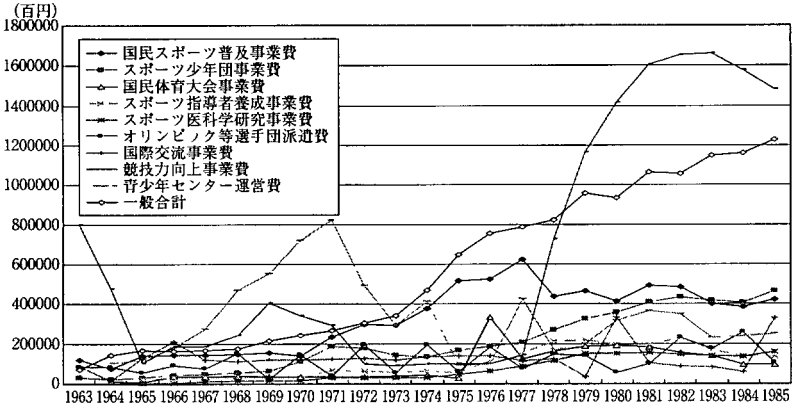
税法上の免税措置も与えられた。東京オリンピックの為の資金財団を改変して設けられたスポーツ振興資金財団は札幌オリンピック後も存続させていっその募金拡大を計画したが、あまり成果は上がらず、既述のように七二年からは「公営競技補助金」が大幅に落ち込んだ。これは体協が「国民総スポーツ化運動の基地に」と考えて建設していた全国二のうちの一つである北海道深川市の深川青少年スポーツセンターの「運営がなっていない」という理由で日本船舶振興会が突然補助金をストップさせた結果である。⁽⁶⁾それは後述の支出の項にはつきりと現れている。そのため、国および公営競技団体の援助拡大要請をあらゆる機会を通じて行った。⁽⁷⁾厳しい台所事情である。こうしてこれ以降も「財政確立」は大きな課題であった。その内実は、①寄付金募集の拡大、②事業収入の増収促進、③国および公営競技団体等への援助の拡大要請、④スポーツ振興資金財団への積極的参画、である。

(2) 七〇年代の支出

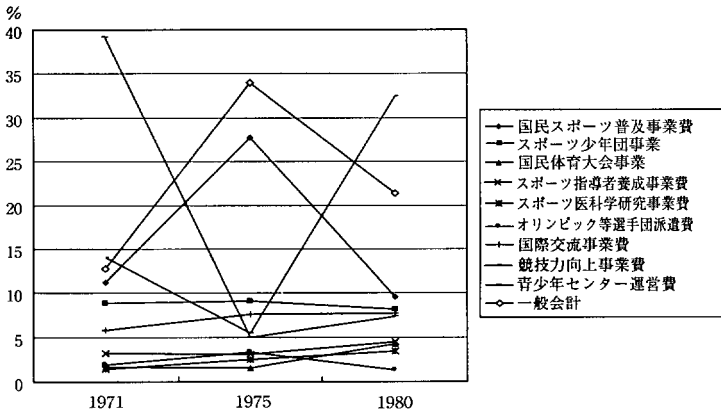
収入の減少を反映して支出の減少もまた顕著であった。(図表1-4-3参照)特に、七一年まで収支共に上昇してきた「青少年センター運営費」は七二年より急速に減少した。それに伴い、全支出に占める割合(図表1-4-4)を見ると、七一年には三九・二%を占めたものが七五年には五・〇%、そして八〇年には七・三%に減少した。そうした中でも、「国民スポーツ普及事業費」は七一年より七七年まで三倍強増加した。しかし、その割には成果が上がっていないと世間から叩かれ、これがまた組織の自己矛盾となった。

この段階で約三〇%近くを占めた「国民スポーツ普及事業費」が、七八年以降の「競技力向上費」の上昇の為に絶対額も割合も減少した。つまり、日本体育協会として七八年は「国民スポーツ普及事業費」を抑え、「競技力向上費」を上昇させたのである。

図表 1-4-3 日本体育協会の財政(支出)



図表 1-4-4 日本体育協会支出の割合



同じく「スポーツ少年団事業費」も七〇年代に約倍増した。しかし最も顕著なのは、七八年から一気に増加した「競技力向上事業費」であり、これは先に収入における「国庫補助金」によるものである。割合としても八〇年には三二・四%を記している。それと並行して「スポーツ医学研究事業費」も微増してきた。「スポーツ指導者養成事業費」は七一年から微増し、七六年からはさらに微増した。

3、日体協の組織と事業

先述のように、東京オリンピック以降、そして特に七一年以降は競技力向上とスポーツ普及の両側面をいわば日体協の両輪として推進しようとしたが、大きな矛盾を内包した。

日体協はこれまで中央では政界、財界の大物を担ぎ、地域ではそれぞれの地域ボスをそのトップに戴いて、政治権力と財政の源としてきており、「老人天国」⁽⁸⁾、「指導部の官僚化と反動化」「官民一体化」「主要なポストが金脈や人脈を通じて自民党や財界の一部のボスによって占められ支配されている」⁽⁹⁾等の批判が一般化し始めていた。その一方で、国民スポーツ、地域スポーツという新しい時代の趨勢に充分対応しきれるものではなかった。

こうした体制であるから、自由主義国では世界一の規模となった事務局は、その事務局員の労働条件も省みず、本部職員は七三年一月二〇日に日体協労働組合を結成した。労組は自らの労働条件の改善のみならず、「理事のあるべき姿で見解発表」(一九七五年二月二五日)をしたり、独自の「事務局機構改革案」(一九七六年四月)を理事会に提出するなど、「内部」からの活動を活性化させた。そうした中で、若い職員は酔いが回れば「体協乗っ取りのクーデターも可能ですよ」⁽¹⁰⁾という程、事務局員の自負心の対極での「老人理事」たちの停滞ぶりが目に余った。

先のように七〇年代に入って、急速な地域体協の設置を目指したが、その体協の実態は「国体の為だけにある」といつても言い過ぎではないという実態であった。また、「共産党が梃子入れする新日本体育連盟」が急速に伸展し、それに危機感を覚えた自民党文教部会が、これまでその事実上の「支配下」に置いてきた体協自体の国民スポーツへの対応の可能性、真意を糾すために、日体協の「若返り」と「無責任体制」を問うたが、これに応えたのが、一九七四年「体協改革案」(青木専務理事私案)であるといわれる。その骨子は以下の通りである。

- 会長…年齢制限七〇歳、評議委員会で推挙する。任期二年、三選限り。
- 理事…六五歳定年とし、現行の四三人を二五人以内(競技団体七人、地方七人、学識経験及び会長、副会長、専

務理事、事務総長)。

●事務総長…会務の執行を会長↓事務理事↓事務総長とし、有給の役員として責任体制を明確にする。

●委員会関係…現行寄付行為の処理権限を有する委員会ではなく、専門的な調査審議機関とする。

「老人クラブ」「百鬼夜行の集団」等、老人の名誉意識と権力争いが複雑に絡む中で、「世界に類ない巨大組織」⁽¹²⁾となったこの組織の改革はその後も難航する。

(1) 競技力向上

東京オリンピック直後の六五年に「競技力向上委員会」を発足させたが、「補助金の伸びが期待できず」、「活動意欲を昂進することにはつながらなかった」⁽¹³⁾。七五年四月には協会の二大目標として国民スポーツ振興と国際競技力向上をはっきりと自覚し、その体制として「国民スポーツ委員会」「競技力向上委員会」を新設した。

国民体育大会は六四年の第一八回新潟大会より主催県の総合優勝という極めて異常な事態が多くの問題を内包し、国体会場はスポーツへの貢献よりもむしろ大型公共事業としての性格を持ち始め、その招致はスポーツ分野よりもゼネコンと結合した地域経済のボスたちが保守政治家を巻き込んでの一大「地域興し」のイベント化し始めていた。それまでの国体のいっそうの拡大化であった。

さて、「これまでは国内で開催された東京、札幌の両オリンピックを対象とした選手強化事業以外には支出されなかった」⁽¹⁴⁾「国庫」補助金が、昭和五二年度から競技力向上事業に助成されることになった⁽¹⁵⁾。つまり、七六年のモントリオールオリンピックでの西側の敗北は大きな衝撃を与え、七七年からの「国庫補助金」による「競技力向上事業費」が図表1-4-3で見たように急騰した。

一九七九年三月には「選手強化長期総合計画」を建て、それは一九八四年一月「提言スポーツ21への飛躍」(日本体育協会の長期強化総合プラン)への基礎となった。

(2) 普及事業

世論を反映して一九七一年には特別委員会として「普及委員会」を設置し、国民、地域住民へのスポーツ普及振興をいっそう推進することになった。これまでも各種多様な普及事業が行われてきたが、七一年からは都道府県体育協会への委託事業として、スポーツ教室の開催、グループ作りの指導事業を始めた。これは先の予算の上昇でも明瞭である。七五〇七七年までも「地域スポーツクラブ活動助成事業」も行われた。これらは社会的要求も強く、日体協としても対応し、予算的にも上昇した。

日体協の考える「スポーツクラブとは」次の条件を満たすものをいう。

- 会則を整備し、会員の総意と自主性に基つき運営されている。
- 会員が明確に把握され、一五人以上の会員を有する。
- 都道府県体育協会および市町村体育協会と組織的な連携が保たれ、かつ都道府県競技団体および市町村競技団体との連携があることが望ましい。
- 会則等により、指導者が明確に位置付けられている。
- 活動が定期的、計画的、組織的に行われている。
- スポーツクラブの経営ならびに経理処理が的確に行われ、会員の会費がその財政の基礎として成り立っている。
- 地域を基礎とするクラブで、入会の際に特別の制限がない。

しかし、先述のように七八年以降の競技力向上事業の急騰の中で、この普及事業費は削減された。こうして再び、日本体育協会は七五年に新たに掲げた国民スポーツ普及が相対的には大きく後退することになった。しかも、八〇年代に入ると地域体協が機能せず、地域スポーツ発展の推進となり得ないところも出始め、これらの規定自体が空洞化する。

六二年に発足した「スポーツ少年団」は七五年末には登録数一一万人となったが、実質は「金を掛けて人数ばかり増やしても、さっぱり活動していない」との内部批判も起り、七六年度予算は要求の四〇%に削られた。そして七六年三月末に一度解散し、白紙に戻して再編を行った。選手養成の一環として、しかし表面上は国民総スポーツ化運動の一環としてむりやり作った「日本スポーツ少年団」も大きな課題を抱えている。⁽¹⁶⁾

(3) 指導者の育成

一九七五年四月には日体協の二大目標（国民スポーツ振興と国際競技力向上）の明確化に伴い、「競技力向上委員会」と共に「国民スポーツ委員会」も発足した。

既に一九七一年より、地域におけるスポーツ・グループの組織化や、市民スポーツの技術指導に当たるスポーツ指導員の養成を開始した。⁽¹⁷⁾一九七六年までに一八、六九五人が受講した。そして国民スポーツ普及事業費の頂点となった一九七七年には「(財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度」が制定され、新たな指導者養成事業も始まった。

これは若干の財政的保障を伴い、一九七七～一九八四年までに五六、三五五人が養成された。受講内容は、共通教科が二〇時間で、体育・スポーツの重要性、健康と体力、スポーツの指導法、グループの育て方、安全管理、体力測定などであり、専門教科が四〇時間で、競技別の基礎技術の習得とその指導法、対象別特性に応じた指導法等実技の実

習である。そしてそうした指導者の連合体として、全国スポーツ指導者連絡会議が一九七九年三月一四日に結成され、全国スポーツ指導者登録数は一九八五年に全国で二九、五八八人となった。

(4) アマチュア規定

一九七〇年一〇月二一日に『アマチュア・スポーツのあり方』『日本体育協会アマチュア規定』を発表した。これはこれまでの『スポーツマン綱領』(一九五五年制定)の改定であり、各競技団体がそのアマチュア規定を作成するにあたっての基準条項を定めたものであり、アマチュアリズムの世界的な激動の中で、検討を迫られてのものである。因みにオリンピック憲章の「アマチュア」の字句は一九七四年に削除された⁽¹⁸⁾。

一九八三年には国際陸連がアピアランスフイー(出演料)を公認し、八六年には国際オリンピック委員会が参加資格を各国際競技団体(IF)に委ねることになり、事実上のオープン化となった。こうした動向も反映して、日体協も一九八六年五月七日に「スポーツ憲章」を発表した。

(5) スポーツ省構想

先の青木専務理事改革私案(七五年五月)に対して、いわば「政界もどき激しい主導権争い」⁽¹⁹⁾の結果、数人の理事が、「体育省」を設置し国民総スポーツでの指導性をそこが發揮すべきだ、と主張した。その内容自体は正論だが、しかしこれはすぐに消えた。また、一九七七、八年には、国のスポーツ振興策の充実および効率化を促進する目的から「スポーツ省」設置を目標として、現行スポーツ行政の改善策を関係機関に建議するため加盟団体ならびに友好団体と協力して研究、検討を進めた。これは明らかに、高揚するスポーツの世論を背景にしたものだが、一方、この間

のキャンブル頼みの財政は世間体が悪いとの意識を生み、「国はもっとスポーツ振興に力をいれるべきだ」との議論が盛んになり、各省庁に分散化しているスポーツ行政を一元化して、「国民スポーツで難航している体協を救って欲しい」ということで、行き着いたところが「スポーツ省設置を求める決議」であった。当初から「そこまで手を広げるべきでない」「不可能だ」と、内部に反対意見もあったこの「国民スポーツ発展」の事業が重荷になって来ていたのである。⁽²⁰⁾

- (1) この項は日本体育協会『日本体育協会七十五年史』一九八六年を主に参照した。
- (2) 朝日新聞「どこへ行く……日本体育協会」一九七六年六月一三日。
- (3) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年、二二七頁。
- (4) 「座談会・社会体育の現状を語る——社会体育実態調査から——」『健康と体力』第二巻第七号、一九七〇年七月号、二二—二四頁。
- (5) 朝日新聞、一九七四年五月一七日。
- (6) 朝日新聞「日本体育協会」28、一九七六年五月二十九日。
- (7) 『日本体育協会七十五年史』、二二八頁。
- (8) 朝日新聞「体協」⑭、一九七一年九月二十四日。
- (9) 新日本体育連盟各年次総会決議から。特に一九七〇年一月の第五回全国大会決議以降は日本体育協会のこうした体質がスポーツ界の民主化の障害として名指して批判を始めている。
- (10) 朝日新聞、一九七六年四月三〇日。
- (11) 朝日新聞、一九七四年五月一七日。
- (12) 朝日新聞、一九七六年六月一三日。

- (13) (2) の一五四頁。
- (14) (3) 参照。
- (15) 同上、一五六頁。
- (16) 朝日新聞、連載「日本体育協会」33、一九七六年四月二十七日～六月一三日。
- (17) (2) の一三七頁。
- (18) 内海和雄「アマチュアリズムの歴史」『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年、参照。
- (19) 朝日新聞「日本体育協会」⑩、一九七六年五月九日。
- (20) (5) に同じ。

五、スポーツ運動——新日本体育連盟（新体連）の七〇年代——

1、新体連の発足

戦後一九四九年に労働組合の体制化と労働者の健康維持を意図し、そして一方で労働者のスポーツ要求を一定反映させて発足した労働組合体育大会は、六〇年の安保改定をめぐる国内世論の二分される中で終了した。⁽¹⁾これで労働組合を対象とする全国的なスポーツ大会は消失した。確かに、その体制化の意図は明白であったが、労働者へのスポーツ普及では一定の役割を果たしたこともまた事実である。

六〇年代の「高度経済成長」による環境破壊、厳しい労働条件下、国民の健康な身体や文化を求める運動の一環に、スポーツ運動が誕生した。六四年の東京オリンピック開催を前後して国民全体のスポーツ要求は高揚したが、日本体育協会は先述のように十分には対応し切れてこなかった。こうした中で、高揚する青年のスポーツ要求に対応する上

からも、そして政府によるオリンピック、スポーツの政治反動化への手段化への対抗も含めて、民主青年同盟はオリンピック前から全国青年スポーツ祭典を開催してきたが、それを発展的に解散して、一九六五年一月に「新日本体育連盟」を誕生させた。(実は東京オリンピック直後に総評が中心となって組織した「日本労働者スポーツ協会」も六五年五月に誕生したが、こちらはめぼしい活動もないままに、やがて、メーデー時のスポーツ行事開催のみへと縮小して行った。)⁽²⁾

新体連の創立宣言は、「体育・スポーツが少数のひとの独占物であった時代は過ぎました。それは万人の権利でなければなりません」という格調高い「スポーツ権」宣言から始まることは既に述べたが、この宣言は、「高度経済成長」の下で、国民の健康破壊、環境破壊が進行する中で、国民のスポーツ要求が高まっているにもかかわらず、それが充足されていないこと、むしろスポーツから遠ざけられている事への批判から始まる。そしてスポーツの軍国主義的利用や民主的諸運動への対抗物として利用していることを批判しながら、自主的、民主的スポーツの発展を志向した。

このスポーツ権思想の生まれる背景は、一九五〇年代からの民主教育の伝統があり、そして当時の「新しい人権」の高揚がある。そして日本勤労者山岳連盟、勤労者音楽協会(労音)、「うたごえ」、労演等の文化運動の伸展と軌を一にしている点も重要である。⁽⁴⁾

2、新体連の活動

六〇年安保以降、保守政治は不安定なまま、六四年の東京オリンピックをその安定策の一つとして大きく位置付けたが、それを六八年の「明治百年」キャンペーンに引き継ぎ、スポーツの政治的利用が明確であった。そうした中で、

学習指導要領も、「武道」「集団行動」「スポーツテスト」の導入により、「軍国主義的体育」の推進が意図されていた。「格技」の「武道」への変更も単なる名称変更ではなく、明らかに、「明治百年」キャンペーン等と結合したイデオロギー的な側面の強いものであった。

そうした中で、新体連は地域からスポーツを組織し、連盟を設立し、国民の要求に応えようという一大「スポーツ運動」を始めた。これはむしろ高度化を推進し、あるいは行政におんぶに抱っここの地域体協の出来ないことを目指したものであった。

新体連の方針は、「スポーツ情勢の分析」、「組織作り」、「財政の確立」を軸としながら、スポーツ団体としてはいち早く「中央スポーツ学校」を設け、上記の課題に係わる内容ばかりでなく、スポーツ科学、スポーツ社会学等の「教育・学習」の方針を提起した。スポーツ運動という新しい歴史的課題に挑戦する上で、こうした教育・学習は不可欠の課題と自覚したからである。そして、これまでの日体協には無いもう一つの重要な活動は、自治体や国への交渉による要求運動の重視である。国や自治体のスポーツ行政が不十分な中で、そして日体協・地域体協がこうした行動を全く行わない中で、新体連は地道な「施設開放・増設・補助金獲得」の運動を旺盛に展開した。そうした運動は新体連のみでは不可能であることも多く、従って関連の諸勢力との協力・共同の運動が展開された。そしてその成果は徐々に現れ始めた。

第三回全国大会決議（一九六七年一月二三日）では以下の七項目による組織、活動方針を提起した。

- 要求に根ざした普及と向上の活動を班・サークルを中心に展開する。
- 教育研究活動を重視し、学校、学習会、研究会を積極的に開く。
- 機関紙体制を確立し、機関紙を続けて増やす努力をする。

- 財政事業活動を確立し、活動の全面的発展を支えるようにする。
- 支部・班づくりをすすめる、連盟員を増やす。
- 中央の体制を強化し、組織機構を整備する。
- すべての県に新体連をつくることを目指す。

これは当時の日体協・地域体協の実情と比較すると画期的であり、その後の伸展の基盤となった。しかし、当時「政府・独占資本の攻撃、とくに企業内のスポーツ・レクリエーションによる労働組合破壊（たとえば、資本の側の一方向的なスポーツの提供や管理によって労使協調思想の宣伝など）」と、スポーツサークル活動、選手生活にたいする「圧迫・干渉が激しくなつて」（第五回全国大会決議「一九七〇年一月一八日」）きた。そして、新体連それ自体への攻撃も激しさを増した。例えば、自治体、企業、そして体協自体から、「新体連はアカだ」「新体連に参加したクラブは体協には参加させない」等々である。

こうした中で、日本のスポーツの民主化の上で、日体協の民主化が大きな課題となり、新体連の日体協批判も七〇年辺りから、名指しで厳しさを増した。それは新体連が創立以来、体育・スポーツが、

- 国民の精神と身体の全面的な発達の主要な手段であることを重視し、
 - 大衆的・民主的・科学的なスポーツの普及と創造につとめ、
 - スポーツ活動の自由と権利擁護をたたかう、
- ことが、平和と民主主義の発展に貢献するという立場に立ってきたからである。

3、組織方針の充実

第六回全国大会（一九七〇年一月一、二日）は組織方針上、大きな転換点となった。それまで個人会員制であったが、この大会においてクラブとしての団体加入制を採用し、スポーツ活動の自然な形態に近づけたこと、そしてこれまでの気負いすぎて「専門家集団」としての意識になっていたものを、大衆的なスポーツ団体として再確認し、学園、職場、地域でのクラブづくりを提起し、この間やや低下気味であった組織をその後飛躍的に拡大させていった。

七〇年辺り、文部省の「社会体育調査」でも示したように、地域スポーツ振興の上での施設不足は深刻であった。その結果、七二年の保健体育審議会答申では施設建設の対人口比での設置基準を設けたが、新体連の自治体レベルでの施設建設要求と交渉も活発化した。そして「クラブ活動を基礎とする強大な連盟を」（第八回全国大会決議、一九七三年二月三、四日）というように、クラブ活動を基礎とした活動スタイルの定着化を目指した。

第八回全国大会（一九七三年二月二、三日）以降、「新しいスポーツマン精神の確立」も検討され始めた。スポーツマンシップないしフェアプレー精神の強調はもちろんであるが、わが国に根強い「スポーツバカ」つまり「スポーツ以外の社会的な諸問題に関心を持つことをタブー視し、記録・技術の向上をスポーツの大衆化や民主的な発展と切り離す傾向」の克服、スポーツと政治の正しい関係のあり方の認識を大きな課題とした。

第九回全国大会（一九七四年二月二、三日）は小選挙区制導入の動向の中で、それが民主主義の基本に関わる問題であり、体育・スポーツのあり方にも直結することから、反対運動に参加した。そしてこの大会では特別決議として「体育・スポーツの歴史的転換期にあたって 体育・スポーツ関係者の広範な共同を」を採択した。歴史的転換点とは、「今日、日本の体育・スポーツは、その根本的なありかたが問われている」という基本認識に立ち、現在の体育・スポーツ状況が、国民の誰もがスポーツをする条件にはないこと、特にスポーツ施設の貧困さは欧米諸国に比べて著しいこと、そして、そうした国民のスポーツ要求を省みず、しばしば「しごき」を伴う極端な英才教育的な選手

養成に偏っていること、そしてスポーツ界の財政の大半がギャンブル収益とそれに伴う腐敗と権力構造に支えられていることを批判し、国民の要求を実現する方向への転換を広く呼び掛けたものである。そして七五年の第一〇回全国大会では、これまでの「選手養成はスポーツの大衆化と矛盾するのではないか」という一部の躊躇を克服して、記録や競技力の向上、選手の育成も方針として確認した。

新体連のこうした活動とも連動して、国会では日本共産党議員によるスポーツ界の民主化を迫る質問がなされた。例えば、衆議院予算委員会（七四年三月八日）での寺前巖議員による国立競技場利用規定の体協の優先的使用の改正、参議院予算委員会（七四年四月五日）での塚田大願議員による国体参加資格問題での体協独占の不合理とその撤廃を求めたものである。これらは社会教育法第一三条の規程の実質を求めたものであるが、その後、地域レベルでは未だこの「差別」は根強く残り、その撤廃はスポーツの民主化はスポーツ権保障の一環としての運動は八〇年代を通過しても新体連活動の大きな課題であった。

先の国会質問により、国立競技場の体協以外への貸し出しもより容易になり、国体参加が体協加盟団体に限るという拘束、体協の一本化を外し、「オープン化」（七六年三月一六日、体協国体委員会決定）を実現した。こうして体協の独占的な、また他団体への排除によるスポーツ運動の大きな障害が一つ除去された。

日本共産党は七六年に「国民スポーツの画期的な発展のために——国民スポーツ基本法の制定を——」を、政党では初めてまともなスポーツ政策を提起した。

その骨格は国民スポーツの振興と競技力の向上策とそれらを実現するためのスポーツ基本法の制定の提案である。

国民スポーツ振興では、

● 公共スポーツ施設的大幅増設

- 大量のスポーツ指導員の養成と配置
- 学校教育における体育の地位の向上
- 公園やレクリエーションの低料金の公共施設の増設を提案した。

そして競技力の向上では、

- コーチと科学者の協力による科学的で合理的な指導方法の導入
- 少年から青年にいたる選手指導の総合的体系の確立
- 有給のコーチ制度

● 国立の総合スポーツ科学研究所の設立

などの実現である。そしてそれらを具体化すべき国民スポーツ基本法の制定が必要だが、それは次の原則を必須とする。

- すべての国民はスポーツを行う権利を持つ
- 国はスポーツ活動に必要な施設の建設や指導者の養成についての長期計画をたて、財政的措置を講じ、それを実施する義務を負う

● 国は国民のスポーツの振興に必要な財源支出を行うが、スポーツ団体の自主性を尊重し、内部問題に介入しない。これらは、六五年の新体連の創立以降のスポーツ権思想とその具体化の運動の成果と、七六年の欧州審議会の「ヨーロッパスポーツ・フォー・オール憲章」（大臣裁決は七五年）の国際的スポーツ振興の精神を引き継いだものである。

このような、スポーツ運動の活発化に伴い、自民党文教部会では新体連や共産党の活発化と体協の不活発さへの危機感から、既述のような日本体協への質問となり、それは青木専務理事による体協改革私案（七四年五月八日）へ、さらに体協職員組合による改革案へと連なっている。

こうした中で、新体連の活動実績が広く認識され始め、影響力は飛躍的に増大した。その一つの典型は「全国スポーツ祭典」への革新都政の後援・助成の決定であり、これを前後して新体連への攻撃と自治体による後援の増加という二つの局面がいつそう進行した。

新体連は一九七九年の第一二回全国総会段階で、その組織は全国四〇都道府県で二一種目約二〇〇〇クラブが登録し、全国種目組織も登山、スキー、剣道、テニス、バレーボール、野球、水泳、卓球となり、ランニング全国センター、サッカーの東西連絡事務所など、一〇種目の組織が確立し、陸上競技、柔道、空手、バスケットボール、ラグビー、バドミントン、ソフトボール、スケート等のクラブが活動している。

これらの種目においても指導員の養成と派遣、指導法の研究、各競技大会の水準の向上の点で大きな改善を見た。また機関誌『月刊民主スポーツ』の充実と共に、出版活動も推進した。

七九年の第一二回全国総会（二月一七、八日）では特別決議「スポーツ権の確立をめざして——協力・共同のよびかけ——」を採択した。それはスポーツが青少年の発達にとって不可欠の文化となっていて、こと憲法二五条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の構成要素であると規定した。その思想と政策は欧州審議会（Council of Europe）でも認められていることも認識された。しかし日本では七〇年代後半の政治、文化、教育など社会の全般적인反動化の中で、スポーツの反動的な利用が進行していると批判した。また、日本の国際競技力の低下も大衆化の立ち遅れと無関係ではないとしている。その上で、国や自治体や企業は、国民のスポーツ活動に政治的差別をせず、

公共のスポーツ施設の建設や指導者の大量養成等の条件整備を行うよう求め、広くスポーツ界に呼び掛けた。

そしてこの年の二月九日、「スポーツ権シンポジウム」を開催して、その思想と運動の意義を広く確認した。これは新体連にとって七〇年代のスポーツ運動の一つの総決算であると同時に、政治、文化、教育、思想の反動化に抗する大同団結への提唱でもあった。

新体連では国際交流もいち早く始めており、フランス労働者スポーツ体育連盟(FSGT)やイタリア人民スポーツ連合(UISP)、あるいは国際労働者クロスカントリイ大会への選手派遣などの交流も積極的に行った。そして七七年段階では欧州審議会の「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」⁽⁵⁾も把握し、国際的視野での活動も推進した。

4、「国民スポーツ統一戦線」⁽⁶⁾の提唱

七二年の保体審査申の立て役者とも言うべき川本信正は、その後も国民スポーツ発展の積極的な論陣を張った。日体協のいう「国民総スポーツ運動」とは地域スポーツ、コミュニティ・スポーツの発展であり、市民スポーツもイコールであり、オリンピックの標語が「より速く、より高く、より強く」であるとすれば、それは市民スポーツにも生かされ、それに加えて「より美しく、より親しく」も含めるべきだと主張した。

そして六五年の新体連の結成を、「スポーツを国民の権利として自覚するようになった」(三三一頁)画期と捉え、国民スポーツの発展のために、国民的合意による「スポーツ宣言」「スポーツ憲章」の制定を訴えた。その内容は、「スポーツが憲法に基づく国民の権利であるとの基本認識から始まるべきはいうまでもないが、その中に盛り込んでほしいのは、①スポーツと政治の関係、②スポーツと文化の関係、③スポーツの普遍的なモラルと市民道徳の関係、④ボランティア活動の原則として、アマチュアリズムの発展的継承、⑤スポーツの大衆的発展と競技力向上の統一理

念、など」(二四四頁)である。

そのために、「体協、新体連、レクリエーション協会、全国体育指導委員協議会、国民体力づくり協議会、余暇開発センターの六団体・機関が、合同会議を持つ」よう提案した。もちろんその過程では必要に応じて、日教組、労働組合、経営者団体、青少年団体、政党などに呼び掛け、その意見を求めたり、公開討論を行うべきであると述べた。たとえ時間がかかろうとも、そのような民主的な手続きを経て行くこと、そうした関係諸団体・機関の大連合による統一戦線の結成こそが、今考えられる唯一の「体育・スポーツ振興の基本方策」である、と提起した。

当時の情勢下、極めて大胆、率直、真摯で、しかも的を得た提案であり、何よりも国民スポーツ、地域スポーツの発展を願っての発言であった。しかし、体協にはこれに應える土壌もなく、川本の貴重な提案は生かされなかった。

- (1) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年、一五九頁。
- (2) 同前、三〇八頁参照。
- (3) 同前、並びに内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年、参照。
- (4) 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、一九九三年、三〇三頁。
- (5) 内海和雄「イギリススポーツ政策研究(2)」『人文科学研究 34』一橋大学研究年報、一九九七年三月の「ヨーロッパのスポーツ政策と組織」[デニス・ハウエル研究]の項参照。
- (6) 川本信正『スポーツの現代史』大修館書店、一九七六年の特に「第V章 市民スポーツの展開」を参照。

六、「見るスポーツ」の発展と課題

1、テレビとスポーツ

戦後の国民のスポーツ観賞は、多くはラジオのスポーツ番組、「聴くスポーツ」であり、新聞の「読むスポーツ」が中心であった。しかし一九五三年のテレビスポーツ放映開始（八月一三日の甲子園）以降は、その主役はテレビへと変化した。図表1-6-1に見るように、テレビは六四年の東京オリンピックへ向けて急速に普及した。つまり、五年の一、九八二、三七九台（契約）から六五年の一八、二二四、二一三台へ、七年間に九倍にも伸びた。そしてその後、伸び率はやや減少したものの、普及の速度は落ちず、図表のように七〇年代も一貫して普及した。⁽¹⁾

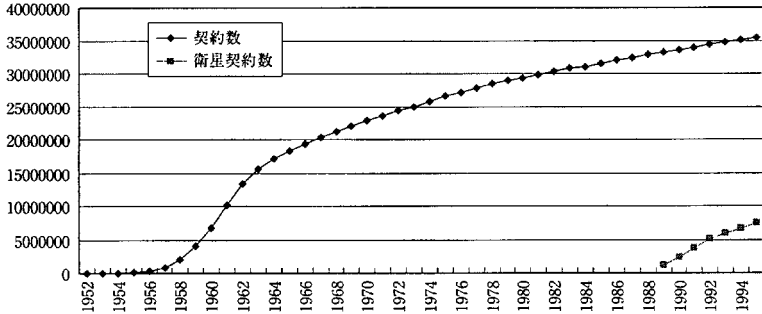
そしてテレビのスポーツ番組放映時間数は図表1-6-2に見るように、テレビ局の増加に伴い少しずつ増加し、全放送時間に占めるスポーツ番組の放映時間は六〇年代の二%台から七〇年代に入ると平均三・八%へと上昇した。⁽²⁾

七三年のオイルショックに端を発した国内景気沈滞のお陰で、テレビ自体が金の掛からないホーム・エンターテイメントとしてますます人気が出た。もちろんスポーツはその一環を占めたが、一方で国民の「するスポーツ」への参加が「見るスポーツ」への関心をも高め、また後者から前者への刺激もあった。

こうして次第にスポーツ番組が一つの目玉商品化し、それをめぐってビッグレースを展開するようになる。民放がスポーツ番組に力を入れるの言うまでもなく「スポンサーが付き易い」からである。（因みにNHKは番組ごとの割合は出していない。）

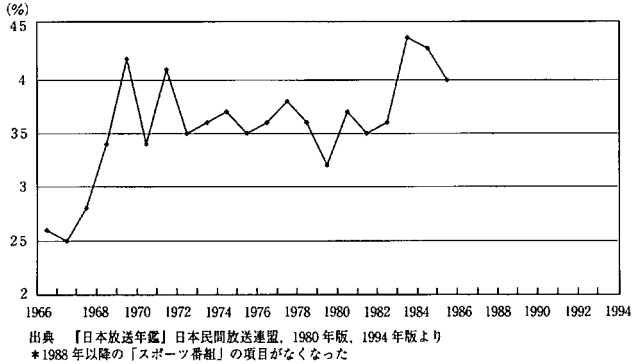
このスポーツ番組の中に「スポーツニュース」は入らないであろうから、実際のスポーツ報道はもっと多いと考え

図表 1-6-1 テレビ受信契約数



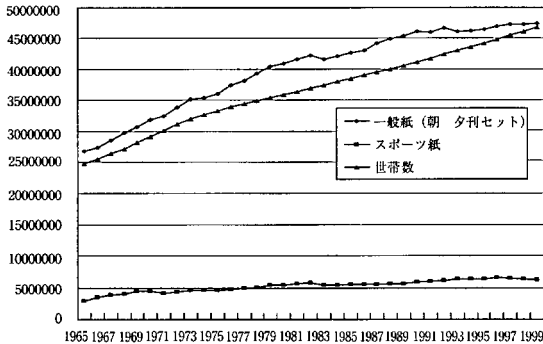
出典：『放送受信契約数統計要覧』日本放送協会編，平成7年版

図表 1-6-2 テレビスポーツ番組放映時間の割合



出典 【日本放送年鑑】日本民間放送連盟，1980年版、1994年版より
*1988年以降の「スポーツ番組」の項目がなくなった

図表 1-6-3 新聞（一般紙・スポーツ新聞）発行部数



出典 日本新聞協会調べ

られる。例えば、現在テレビニュースは「政治・経済・スポーツ・天気予報」の四本柱から構成されると言われているが、スポーツはその一角を占め、厳然と視聴率へ影響を与える位置を占めている。

「何故国民はスポーツ番組を見るのか」、ヒーロー性のある番組は視聴率も高いことは多く指摘されるが、それらの心性はそれ自体大きな研究テーマである。

テレビ放映時間の割合は漸増で大きく変わらないが、むしろ放映時間帯がナイターを代表として夜七〜九時のゴールデンタイムを中心とする放映も多くなっていると考えられる。また、このスポーツ番組の普及につれて、スポーツ雑誌の種類や点数、スポーツ新聞の売れ行きも次項で見えるように鰻登りになった。

(1) 日本放送協会編『放送受信契約統計要覧』平成七年版。

(2) 日本民間放送連盟編『日本放送年鑑』一九八〇年版、一九九四年版より。しかし一九八七年からはスポーツ項目は算出されていらない。多分「娯楽」項目に一括されたと思われる。

2、活字メディアとスポーツ

① 新聞（一般紙、スポーツ紙）発行部数

新聞の発行部数は図表1-6-3のようである。一九六五年から一九九九年までの三五年間に、世帯数は約二五〇〇万から約四九〇〇万へ二倍化し、それに伴って一般紙も約二七〇〇万部から四七〇〇万部へ約二倍弱、そしてスポーツ紙は約三〇〇万部から六三〇万部への二倍強と増加した。この中で両紙とも七〇年代は一貫して増加した。（八〇年代の行革期には低下した。）

この中で、一般紙のスポーツ面は、特に土・日のスポーツ活動を報道する日・月のスポーツ欄が拡大されて久しい。また、七〇年代後半から総合レジャー紙志向のスポーツ紙に転期がきたと指摘されている。⁽¹⁾一般紙の系列にあるスポーツ紙はこれまで一般紙の拡張の景品とされる事も多かったが、七〇年代後半から公正取引委員会の監視の強化によりそれが容易でなくなったこと、一般紙の九七%が宅配、三%が駅頭などの即売市場にくらべ、スポーツ紙は宅配が七〇%を超えないといわれ、即売市場での販売部数が大きく影響する。そのために客引きのために一面トップは大きな活字と原色で彩られることになる。

(1) 大木勝「総合レジャー紙志向のスポーツ新聞に転期が来た」『総合ジャーナリズム研究』No.93、一九八〇年夏季号(七月)。

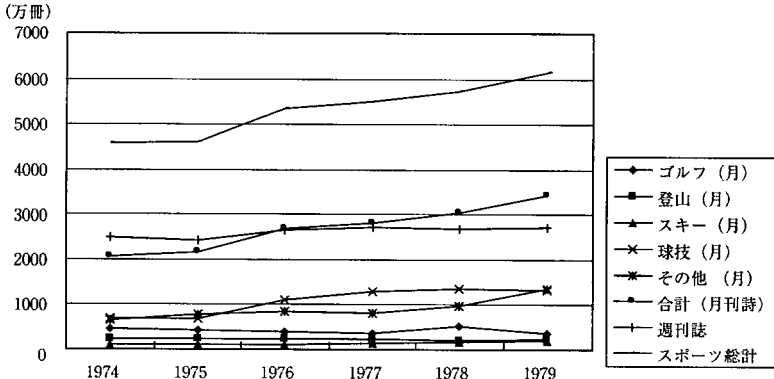
② スポーツ雑誌

図表1-6-4は七〇年代のスポーツ雑誌の発行部数である。月刊誌の中でも球技が大きく、七四年の六六七万冊から七九年の一三三四万冊、二倍となっている。週刊誌も漸増した。こうしてスポーツ総計では七四年の四五六九万冊から七九年の六一四八万冊へ増加した。(「スポーツ雑誌の現勢」『総合ジャーナリズム研究』No.92、一九八〇年春、六二頁)

3、スポーツ観戦

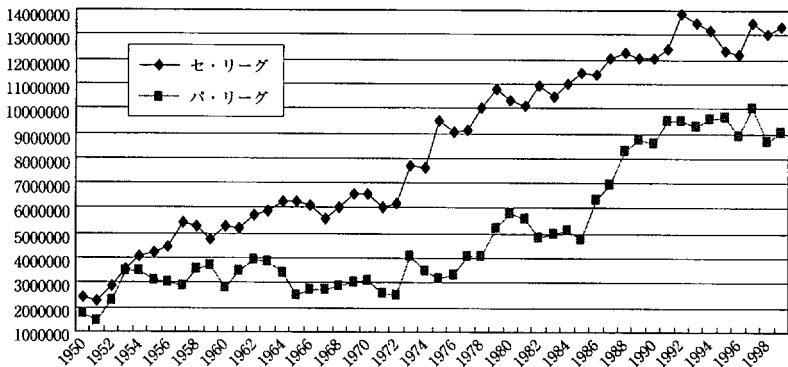
テレビの普及が直接的なスポーツ観戦の機会を減少させるのだろうか。イギリスにおけるサッカー観客動員数の戦後の減少は、テレビの普及と、テレビにおけるサッカー番組の増加とに因るとの指摘もあるが、図表1-6-5はプロ

図表 1-6-4 スポーツ雑誌発行部数



出典：『総合ジャーナリズム研究』No 92. 1980年春, p 62.

図表 1-6-5 セ・パ両リーグ年度別観客動員数



出典：Central League, 2000 Green Book, 50th Anniversary 1950-2000.
Pacific League, 2000 Blue Book, 50th Anniversary since 1950

野球の観客動員数の推移を見たものである。⁽¹⁾
 六四年から七〇年代初旬まで、セリーグは約六百万人に増加したがそこでほぼ横這いとなった。この間、六五年から七三年までの読売巨人軍の九年連続優勝があり、高度成長を支えた働き盛りの国民にとって、巨人と長嶋選手、王選手つまりONはヒーローであり、「巨人、大鵬、卵焼き」は高度経済成長の「常勝」の代名詞となった。逆にパリーグはこの時期六二年の約三九〇万人から七二年の二五〇万人まで減少した。し

かし七〇年代中盤以降は徐々に増加し、八〇年にはそれぞれ一〇三〇万人と五八〇万人となっている。図表からも分かるように、この時期パリーグの観客動員数はセリーグの半分にも満たず、七六年には三分の一にも下がっている。セリーグとパリーグの観客動員数の大きな格差、そしてセリーグ自体も読売巨人軍による牽引は明白である。⁽²⁾こうして見ると、六〇年代の観客動員数は六〇年代はセリーグで漸増、パリーグで減少を記録した。これはテレビ普及によるものかどうか即断はできないが、七〇年代中盤以降はむしろテレビ普及、活字メディアと共に、観客動員数も進展した。

(1) セリーグ、パリーグ共に次の資料を参照した。

● Blue Book、パシフィック野球連盟、二〇〇〇年

● Green Book、セントラル野球連盟、二〇〇〇年

(2) ここには資料を示していないが、上記資料に因れば、読売巨人軍はセリーグ内でも最も観客動員数が少ない球団の四倍程度になっている。

4、「見るスポーツ」の意義

以上のように、「見るスポーツ」は、テレビの普及に牽引されながら発展してきた。ラジオに限らずテレビ放映においても当初はそのことによって観客動員数が減少するのではないかと推測され、放送への抵抗もあったが、その後の事態はむしろ逆で、特にテレビ放映によってその競技への関心は高まり、特に野球のナイターを典型として新聞雑誌の発行部数は増えた。ナイターの場合、ナイター自体の放映を見、深夜のスポーツニュースのハイライトで再度確

認し、そして翌日の新聞朝刊で再度確認するという思考行動が一般化した。また、六〇年代以降の「するスポーツ」興隆に対して、「見るスポーツ」における優れた選手たちのプレーは明日の自分をイメージさせ、自らの参加への刺激を大いに与えたと思われる。

六四年東京オリンピック以降のテレビ普及と「見るスポーツ」の興隆は、国民の意識に大きな影響を与え始めており、「はじめに」で見たように現代のスポーツ状況の把握の上で不可欠な視点となっており、「見るスポーツ」での私事性と公共性の問題も分析が要求されている。

ところで、「見るスポーツ」自体の大きな変動はテレビが大きく普及した七〇年代以降つまりメディアの世界化が進み、それがスポーツの商品化と世界化を促進したが、さらに九〇年代のデジタル化、多チャンネル化によって、ソフトとしてのスポーツイベントへの需要が増した。しかし、研究それ自体は九〇年代に入って始まったというのが実態であり、ここでは九〇年代に発表された次の三点を参照にしながら、既に七〇年代に始まっていた「見るスポーツ」の実態、意義について概説しておこう。

(一) 「する・みる」スポーツ

早川は、近代スポーツは「するスポーツ」偏重であったとして、「する・みる」スポーツ把握を提唱する。⁽¹⁾つまり、これまでの「高度化大衆化」の関係ではなく「するとみる」の関係で捉えることにより、現代のスポーツの課題が見えてくると述べる。

スポーツは本来することと見ることが同時に機能化されており、それが主にマスメディアによって分離され、「みる」機能性によるスポーツ界やスポーツマンたちの自浄能力が発揮されてこそ、過度な商業主義化、自然破壊等への

「あらぬ方向に向けられて」しまった、と批判する。そのため今、「する・みる」機能性から現代のスポーツを分析を
する必要があるとして、次の二つの方法を提起する。

一つは技術獲得過程における「みる」機能の自覚である。運動技術の学習過程は学習者個人の中で「行為の執行者」と「内面の調整者」が存在する。後者はまさに「みる」機能である。従って、する行為にも「みる」機能が、そして見る行為者の側にも「する」機能がそれぞれ存在していて、する行為者にとっては「する」機能が、見る行為者にとっては「みる」機能が主要な行為となって現れてくる事を意味する、と述べている。これはルビンシュタインの心理学説の応用である。

他方は、プレーヤーと観衆・応援者の「する・見る」機能である。プレーヤーと一体化する自己陶醉感、あるいは自らもプレーを楽しむ契機をつかもうとしている観衆の「みる」は、競技それ自体の善し悪しをも方向付け、過度な商業主義による自然破壊への道を阻止する力となる、と規定する。

以上のように、早川は、「みる」機能を現代のスポーツの「内在的把握」の方法として提起している。しかし、こうした心理学的把握のみならず社会学的な実証も求められているのではなからうか。

(2) スポーツ産業としての「見せるスポーツ」

スポーツ享受の一つのスタイルとして「みるスポーツ」を位置付けようと言うのが『見るスポーツ』の振興⁽²⁾の意図であり、文部省の競技スポーツ課が中心となったプロジェクトの成果である。そして「するスポーツ」と「みるスポーツ」の関係をゲームの生産者と消費者として分類し、その点から「見せるスポーツ」つまり高度化スポーツ、プロスポーツを位置付けている。またそれを見る消費者は、エリート・スポーツと大衆スポーツの分極化・空洞化を、

「感動・評価・モデル・学習」を通して競技者スポーツと市民スポーツを繋ぎ、スポーツ文化の統合的機能を働かせて、望ましいスポーツ・モデルを発見し、改善する。また、この過程は「みるスポーツ」が地域の看板となることにより、人々の暮らしの中に郷土への自信が培われ、コミュニティ・アイデンティティが豊かに醸成される。さらにクオリティ・ライフの一環としてスポーツ享受を位置付けて、新しいライフスタイルの創造へ進む、と考えている。

また「みるスポーツ」を図表1-6-6のように「需要構造」「供給構造」「主催構造」の三つの視点から構造分析を行っている。この基本的な視点は提示されたが、それらの実績については実証は今後の課題となっている。

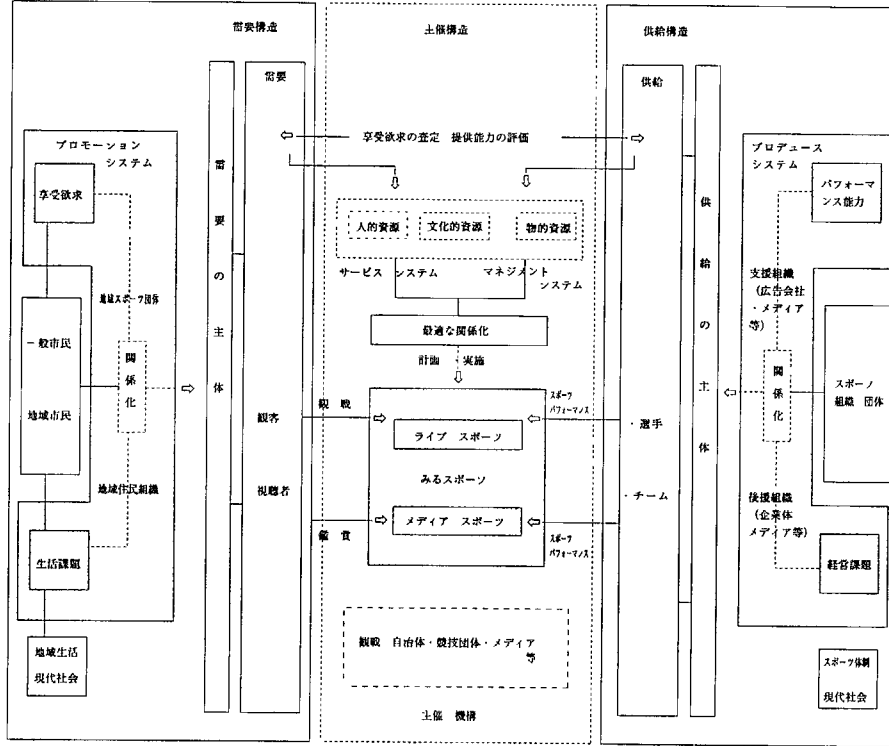
(3) メディアスポーツ

マスメディアが「見るスポーツ」の拡大をもたらし、それは国民のスポーツ知識を豊富にし、スポーツへの関心を大きなものにした。そしてゴールデンタイムのニュース番組も「政治・経済・スポーツ・天気予報」として四本柱の一環にスポーツニュースを必ず挿入するようになった。

各種目でのヒーローの存在が視聴率を上げる。が、国民のスポーツ視聴の基盤はコミュニケーション的機能が強くなっている。そして「見るスポーツ」によって、自分もやってみたいという刺激を与え、「するスポーツ」へと繋がっている。

だが、九〇年代にテレビがデジタル化をし、マルチチャンネル化をすると、ソフトとしてのスポーツイベントが不足することから、イベントの独占的買収が始まり、「ベイ・パー・ビュー」テレビ化して、通常の契約料金では見れない事態も生じ、ここでの貧富の格差拡大が生じてきている。そのために、オリンピックやサッカーのワールドカップでは、全世界の人々が見ることのできるように、各国の公共放送との契約を重視している。

図表 1-6-6 「見るスポーツ」の構造モデル



一方、国レベルで見ると、スポーツの公共性の保持、国民文化としての保障の視点から、ユニバーサル・アクセスとして、基本的契約料金での放映を義務づけている。イギリスでは、「特別指定行事」としてクリケット、ダービー競馬、グランドナショナル競馬、サッカー（ワールドカップ、FAカップ、スコティッシュカップ）、オリンピック、ウィンブルドンテニス、オックスフォード・ケンブリッジレガッタ対抗戦、コモンウェルスゲームの一〇競技である。それでは、ここでの公共性とは何を根拠にしているのか、広瀬は公共性の基準として視聴率一〇％程度を示し、五％程度ではその確保は難しいと述べている（四七頁）が、その根元はスポーツそのものにあるとしながら、それ以上の究明はしていない。

いずれにしても、「マーケティング through スポーツ」と「マーケティング of スポーツ」（八九頁）とは両輪の関係であるが、時折、後者を犠牲にした前者の横暴が指摘される。

こうして、マスメディアに身を置く広瀬が、スポーツの公共性を提起した点は評価できる。しかし、公と私それ自体は公共でなく、その両者の重複部分のみが公共である（一四〇頁）とする議論は、論点がずれてしまう。ともあれ、今後の論点を示した。

- (1) 早川武彦『地球時代のスポーツと人間』創文企画、一九九五年。
- (2) 文部省競技スポーツ研究会編『見るスポーツ』の振興——スポーツ文化の新しい享受に向けて——』ベースボール・マガジン社、一九九六年。
- (3) 広瀬一郎『メディアスポーツ』読売新聞社、一九九七年。

七、スポーツ権論の台頭

1、スポーツ権の推移

六〇年代に入り、西欧先進国では、一方では東欧諸国のめざましいスポーツへの進出に押されて、そして自国内の経済的高成長に支えられながら、「スポーツ・フォー・オール」政策を、スポーツ振興を福祉国家政策の一環として位置付け始めた。ドイツのゴールデンプラン、イギリスのスポーツカウンシル——六五年の諮問機関、七二年の執行機関化——の設置と政策の推進、そしてそれらの推進でリードした欧州審議会は特に有名であり、一九七二年保健体育審議会答申にも大きな影響を与えたものである。

さて、こうした世界的動向と並行して、日本国内でもスポーツの権利としての論調が七〇年代の主流となった。日本でのスポーツ独自法は一九六一年のスポーツ振興法である。しかしそれはスポーツの自由権を認めたものだが、その社会権を認めたものではない。⁽¹⁾⁽²⁾

そして一九六四年の東京オリンピック後の一九六五年に先のような「スポーツは万人の権利」との「よびかけ」をもって創立した新日本体育連盟のその後の権利意識とその具体化のスポーツ運動の実践は、七〇年代のスポーツ権論の大きな基盤を形成した。

一方、「スポーツ外」ではあるが、国際的に見て、既に一九七〇年には国際レクリエーション協会が「レジャー憲章」を採択し、「第一条 人はすべてレジャーに対する権利を有する。」というレジャーに対する権利、レクリエーション資源活用の権利、あらゆるレクリエーションへの参加の権利、そしてレジャー教育への権利等を謳った。しかし、

「レジャー憲章」は主にこの推進母体である「日本レクリエーション協会」が十分にこの権利論の立場に立ちきれなかったことが、「レジャーの権利」の一般化になり得なかった大きな要因であった。⁽³⁾

しかし、一九七〇年代初頭の四大公害裁判における原告の勝利は地域レベルでの住民運動に支えられ、地域レベルでの権利意識の高揚をもたらした。こうした中、一九七〇年の家永教科書裁判をめぐって出された「杉本判決」は「国家の教育権」ではなく、「国民の教育権」の立場を明確に提起した。これは、「新しい人権」の一つとなり、その後の諸分野での権利論の発展にとって決定的なインパクトを与えた。七二年六月二十七日には最高裁が日照権を認める判決を出した。

これらを背景に、一九七三年の大阪空港発着陸差し止め請求裁判では、夜九時以降の発着陸の差し止め要求による裁判で、国は空港の「公の福祉」つまり「上からの福祉」論を立てたが、住民側は地域の福祉、「下からの福祉」で戦った。この過程で出された「環境権」もまた「新しい人権」を構成した。

一九七二年一二月の保健体育審議会答申は、こうした背景の一環として、まさにスポーツ権の具体化、つまりすべての国民のスポーツに参加する権利を実質的に保障するものとして提起された。

そうした背景の下に、新体連によって提起され、その後の運動で支えられてきた「スポーツは万人の権利」意識は、一九七二年一二月号の永井憲一論文「権利としての体育・スポーツ」(『体育科教育』)によって初めて法論理として展開された。これ以降、図表2-6-1のように、七〇年代は「スポーツをする権利」「スポーツ権」が盛んに論じられた。

しかし、図表1-7-1からも分かるとおり、それは八〇年代に入ると他の諸権利論と同様に、伸展する新自由主義によって次第に沈静化され、実質は八一年の松本忠士、大川睦夫論文以降皆無となった。

図表 1-7-1 スポーツ権研究主要論文 1972 年以降

番号	発行年月	表 題	筆 者
1	1972. 12	権利としての体育・スポーツ (『体育科教育』)	永井 憲一
2	1973. 10	雑：月刊社会教育 特集・権利としてのスポーツ ●権利としてのスポーツ	川本 信正
3	1974. 2	●くらしのなかにリクレーションとしてのスポーツを スポーツ権の確立と市民運動の展開 1	大掘 孝雄
4	3	同上 2	影山 健
5	1974. 10	国民のスポーツ権の保障の方途 (『月刊社会教育』)	広畑 成志
	1975. 3	ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章	
6	1975. 3	基本的人権と体育・スポーツ (『民主スポーツ』)	影山 健
7	4	スポーツの権利と振興法 (『民主スポーツ』)	野田 底吾
8	1975. 10	雑：体育教育 特集・国民のスポーツ権を考える ●国民総スポーツと国民のスポーツ権	竹之下 休蔵
		●国民スポーツ統一戦線	川本 信正
		●国民の権利としてのスポーツ	影山 健
		●スポーツ権とスポーツ運動	伊藤 高弘
		●スポーツ権とスポーツ行政の今後	桑野 豊
		●「スポーツ権」論批判	飯塚 鉄雄
9	1977. 1	スポーツ権と国民スポーツ運動 (『一橋論叢』)	伊藤 高弘
10	1977. 9	権利としてのスポーツ (『現代スポーツ論序説』 スポーツを考 えるシリーズ①)	
11	1978. 1	スポーツ権を考える 1～3 (『運動文化』 13, 14, 15)	関 春南
12	1978. 4	『スポーツ政策』 スポーツを考えるシリーズ④	中村敏雄編
13	1978. 6	国民のスポーツ権と体育科教育の任務 (『保健・体育』)	草 深直臣
	1978. 11	ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」	
14	1978. 12	「体育・スポーツ権」の再検討 (『学術研究—教育・社会教育・ 教育心理・体育編—』 早稲田大学教育学部, 『体育・スポーツ 法学の諸問題』 1983. 9 に所収)	浜野 吉生
15	1979. 12	スポーツ権と民主スポーツ (『議会と自治体』)	大 沢 毅
16	1980. 1	雑：スポーツのひろば 特集・スポーツ権を考える ●スポーツ団体と補助金問題	伊賀野 明
		●ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」をどのように読むか	森川 貞夫
		●スポーツ理念の転換	関 春南
17	1980. 3	体育・スポーツ国際憲章の現代的意義 (『スポーツのひろば』)	唐 木 国彦
18	4	『スポーツ社会学』	森川 貞夫
19	4	スポーツ権とスポーツ振興法 上 (『スポーツのひろば』)	浜野 吉生
20	5	同上 下	
21	1980. 秋	スポーツ権の意義と課題 (『季刊教育法』 NO. 37)	中村 敏雄
22	1980. 秋	雑：国民教育 46 特集・権利としての体育・スポーツ ●「対談」権利としての体育・スポーツを考える	中村 敏雄
		●権利としてのスポーツ理念	伊ヶ崎 暁生
23	1981. 4	スポーツ権の法理論と課題 (『法律時報』)	関 春南
24	1981. 12	スポーツの権利 (『社会主義法研究年報』 NO. 6)	松元 忠士
25	1982. 5	現代社会におけるスポーツ (『エコノミスト』)	大川 睦夫
26	1986. 12	「スポーツ権」思想の史的研究—我が国の「スポーツ権」 思想に対する時代区分試案— (『東京体育学研究』 Vol. 13 日本体育学会東京支部)	桑原 武夫
27	1989.	『スポーツの公共性と主体形成』	佐原 龍誌
			内海 和雄

出典：内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版, 1989年, P.116.

八二年の桑原武夫論文は、スポーツが現代文明の一つであり、現代社会の制約から逃れることはできないと述べる諸制約の一環に、スポーツ権についても記している。地球規模で見れば、要求の第一は未だ生存権でなければならず、「スポーツ権は、目下のところ、それぞれの先進国における国内問題としてしか成立しえないであろう」が、日本では憲法第一三条の幸福追求権との関わりで展開されるであろうことを示唆した。そして「見るものとしても、スポーツ権が成立する根拠は充分ありそうである」として、これまでのスポーツ権論があまり触れなかった領域、しかしますます大きくなり重大化する領域のそれを指摘した。こうして、桑原論文はそれ以上スポーツ権論を詰めたものではないが、当時桑原のような著名な思想家がスポーツを論じること自体、そしてスポーツ権の可能性を論じたこと自体、低調化するスポーツ権論への大きな援護となった。

八六年に佐原龍誌が歴史的な時期区分を行うが、理論自体の展開を推進したわけではない。そしてこのスポーツ権論は八九年の拙著『スポーツの公共性と主体形成』で、スポーツの権利と公共性の表裏の関係、つまり「スポーツの権利・公共性」としてスポーツ権論が発展されるまで、つまり八〇年代は殆ど展開されなかった。

(1) 内海和雄 「イギリススポーツ政策研究」Ⅰ、『人文科学研究 33』一橋大学研究年報、一九九六年。

(2) 内海和雄 『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版、一九八九年、同『戦後スポーツ体制の確立』不味堂出版、一九九三年。

(3) 内海和雄 『戦後スポーツ体制の確立』不味堂出版、一九九三年。

2、スポーツ権論の内容

ここでの内容は「するスポーツ」での権利である。スポーツに参加するためには「金、暇、場所、仲間」そしてスポーツそのものが必要であり、前提であるが、七〇年代の日本はそれらを少しずつ形成しつつあった。スポーツは多様な可能性を持った文化である。身体形成、友人関係形成、精神的・感情的浄化、文化形成、そして社会統合等々を内包する文化であるがゆえに、そのどの点を強調するかによってスポーツの捉え方も異なるが、それに参加するかしないかの選択権はスポーツ権における自由権である。もしこの自由権さえも奪われるとすれば、それは強制、場合によってはファシズムである。しかしその自由権は放任状態では実現できない。そのためには一定の条件整備が必要である。その条件整備を義務づけたものが社会権である。戦後の福祉国家はこうして自由権と社会権を結合して保障したのである。もっとも、スポーツ権は「新しい権利」の一環として、六〇年代後半から七〇年代に掛けて伸展したものである。そしてこれは一人日本ばかりでなく、既に福祉国家として蓄積のあった西欧においても同様であった。この「スポーツの権利・公共性」についての詳細は九〇年代の思想状況の分析で展開する。

八、七〇年代の概要

国土総合開発を一層促進する「日本列島改造論」を引っさげて登場した田中角栄内閣(七二年七月七日)は、金権政治の極地であり、そして田中自身は七六年冒頭のロッキード社からのボーイング買い入れ汚職疑獄でその七月には逮捕された。

七二年五月二日の沖縄の本土復帰は、本土の沖縄化といわれるように、沖縄の復帰を条件とする本土へのアメリカ軍基地の配備を目論み、日本の軍事大国化によるベトナム戦争(一九七五年四月三〇日集結)への前線基地となっ

た。

六〇年代の「高度経済成長」、公害、労働災害の深刻化を受けて、全国では革新自治体が多く誕生した。東京では六七年四月に美濃部革新知事が誕生し、七〇年代前半に向けてその数は増し、老人医療費の無料化や保育所の設置など、多くの福祉政策を推進した。そして七〇年代の遅くない時期に東京都知事を生んだ共闘方式により、社会党、共産党が中心となる「民主連合政府」構想も提唱された。

こうした動向に危機感を感じた保守派は、公選法の改悪や日米軍事協定の更なる推進、そして靖国神社への閣僚の公式参拝等、革新と保守の対立は高まった。こうした中で、七〇年代後半には社会党が革新連合から脱落した。

経済的に見れば、七〇年代の特徴として、六〇年代の「高度経済成長」の矛盾が噴出した。つまり公害や労働災害、都市への無秩序な人口集中により公害、都市問題、そして生活の諸困難が生じた。その克服のために六〇年代終盤から住民運動、それを支える諸権利意識が高揚し、権利意識の革新自治体が全国に広く普及した。それらは福祉要求を拡大させ、政府としても福祉政策を重視せざるを得なくなってきた。

「新全国総合開発計画」（一九六九年）による大規模な公共投資と「経済社会基本計画」（一九七三年）による「活力ある福祉社会のために」、内需を拡大させる必要があった。ここにおいて公共投資と福祉の結合点の一つにスポーツ施設が位置付けられることになった。従って、これ以降関連省庁の余暇政策推進体制とスポーツ施設建設は「大きく」伸展した。

七〇年代は、オイルショック以降六〇年代のような長時間労働を採用することは欧米からの批判もあり表面上は不可能となった。従って、国民の側から見ても余暇時間の一定の増大と、それに伴う余暇活動への要求も徐々に拡大し始めた。これは既に六四年の東京オリンピック以降に必須とされていた国民の体力管理上の「体力づくり」政策と、

今後増大する余暇管理の「余暇」政策をいっそう推進することが政府としても必要になった。スポーツの普及振興に直接関わる文部省や地方公共団体でも七二年保体審答申以降のスポーツ政策は大きく伸展した。

また国民、地域住民の自主的スポーツ運動も発展し、国際的には七六年の欧州審議会の「ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章」、七八年のユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」における「スポーツを享受することすべての人にとつての基本的権利である」とするスポーツ権は、日本では七〇年の家永教科書裁判におけるいわゆる「杉本判決」以降の国民の教育権思想や、同じく七三年の大阪空港裁判における「環境権」等の「新しい人権」の高揚の一環として、七二年から活発に論議され、スポーツの自主的運動を支えたばかりでなく、自治体、国のスポーツ施策への大きな理論的、心理的な力となった。

これらのスポーツは地域での普及であるから、実態としては地域スポーツのための施設建設、そしてスポーツ教室、スポーツクラブの形成が課題となり、一定程度伸展した。